第２章　上位計画・関連計画の整理

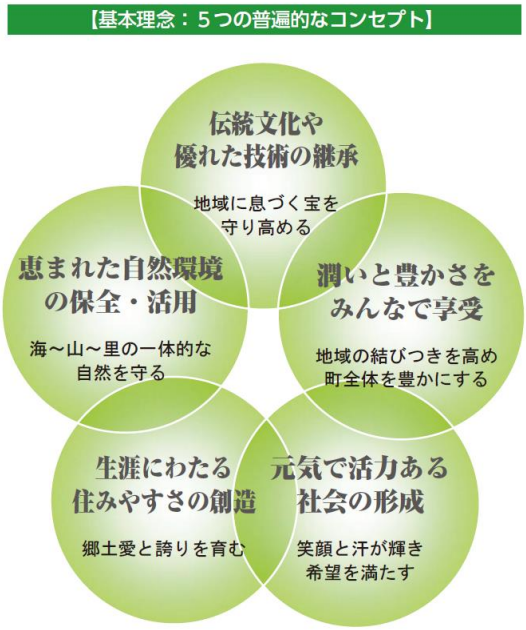
１．上位計画・関連計画の整理

（１）第三次越前町総合振興計画（令和 8 年度－令和 17 年度）

≪基本構想≫

■まちづくりの基本理念

「住み続けたい」まち
地域の資源や特色が活きる
未来志向のまちの実現



■基本目標

快適で安全に住み続けられるまちづくり
誰もが健康で暮らしやすさを実感できるまちづくり
人が輝き豊かな心が満ちあふれるまちづくり
人と仕事の活力みなぎるまちづくり
ふるさとの個性を活かし交流を育むまちづくり
持続可能な健全行財政のまちづくり

■将来像

人と技　海土里（みどり）　織りなす　快適なまち

～越前 E-town brand のさらなる深化～

風光明媚な自然環境や長年の歴史に培われた伝統文化、地域産業を自信と誇りを持った町民が守り育て、越前ならではの快適な住環境の創造と文化の香り高いまちづくりを推進します。

「人」：ひとづくり　…　郷土愛にあふれ、もてなしの心を大切にする人々
「技」：産業づくり　…　地域に根付いた優れた伝統技術と活力ある産業
「海土里」：自然と歴史の継承

■将来目標値

本町の現状に合わせた町独自推計の算出方法を見直し、実現可能な目標値を設定します。町独自推計の算出方法では、「合計特殊出生率が 2040（令和 22）年に 1.80 まで上昇する推計を用いて、20・30 代世帯が年間 1 世帯以上ずつ本町に転入する」と仮定した場合、2060（令和 42）年の将来人口は 10,141 人と推計されます。

以上より、2060（令和 42）年の目標値は、2020（令和 2）年人口ビジョン同様に 10,000 人を維持し、2035（令和 17）年の目標値を 16,000 人と新たに設定します。

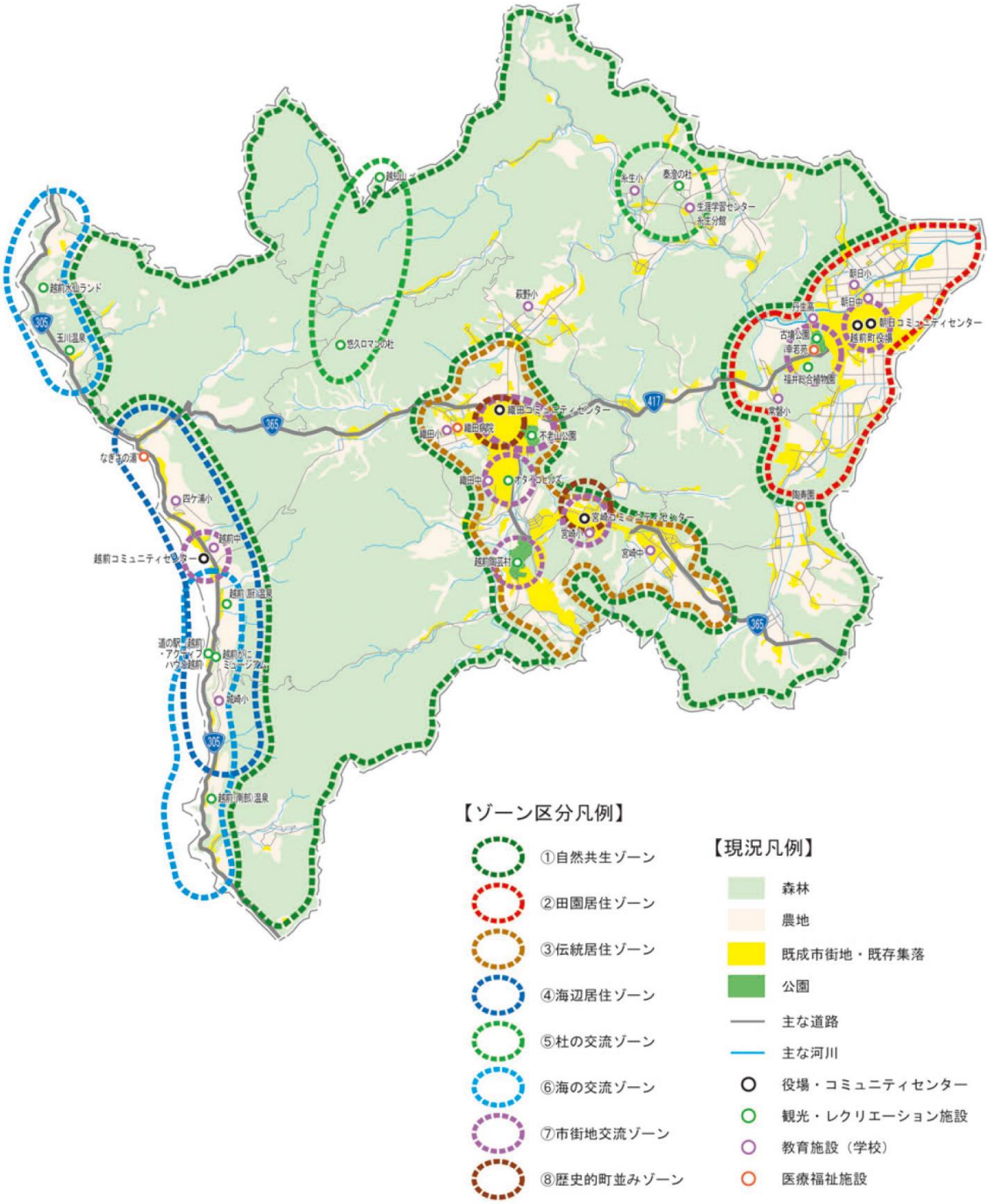
【将来目標人口】

	令和 2 (2020) 年	令和 17 (2035) 年	令和 42 (2060) 年
人　　口	20,118 人	16,000 人	10,000 人

■土地利用構想

本町は、県内の主要都市である福井市、鯖江市、越前市と隣接していることから、県内外からのアクセス性が高く、地理的に恵まれた環境にあります。また、越前加賀海岸国定公園に指定されている越前海岸等の豊かな自然環境や古くから継承されてきた歴史・伝統文化も数多く存在しています。

このことから、各地域の特性により町を８つのゾーンに区分し、それぞれの自然的・歴史的特性を活かした土地利用を推進することで、本町に在住する全ての人々が安全・快適に住み続けられるまちづくりを実践します。



■土地利用構想図

≪基本計画（抜粋）≫

項目	現況と課題	施策方針
道路網の整備	・広域的な道路網の整備と充実 ・町民と行政の協働による冬期の円滑な交通の確保 ・異常気象等に対応可能な除雪体制	○道路網の整備による町内外連携の強化 ○人にやさしい道路整備の推進
水道の整備	・町内ほぼ全域への給水 ・人口減少と水需要の減少 ・災害に強く衛生的な水道水の安定供給 ・施設の統廃合と運営の効率化 ・安定した水の供給体制の確立	○安定した水供給の推進 ○水道事業運営基盤の強化 ○事業運営の広域化
下水道の整備	・地域の実情にあった処理施設を概ね整備 ・人口減少と施設の老朽化に伴う下水道事業のあり方の検討 ・下水道施設の耐震化	○計画的な下水道施設の整備 ○下水道事業運営基盤の強化 ○事業運営の広域化
憩いの場の整備	・豊かな自然を活かしたレクリエーション空間 ・まちの賑わいの拠点となる憩いの空間の確保 ・子どもの育成を支える身近で安全・安心な場の提供	○既存都市公園施設の適正な維持管理
適正な土地利用の推進	・海・山・里に恵まれた農山漁村型の土地利用 ・人口減少を見据えた土地利用方針の必要性 ・美しいふるさと景観の形成	○コンパクトなまちづくりの推進 ○個性的な美しい景観の保全
宅地・住宅の整備	・農地の宅地化と中心市街地の空洞化 ・移住・定住に向けた住環境の整備 ・多様な町営住宅の供給と老朽化への対応	○中心市街地の空洞化対策の促進 ○若者の定住促進による地域活力の維持・向上 ○町営住宅事業の適正な運営
総合的な空き家対策の推進	・人口減少等による全国的な空き家の増加 ・空き家の不適切な管理による防災・衛生・景観等への影響 ・「越前町空き家等対策計画」に基づく、空き家対策の総合的かつ計画的な実施	○空き家等に関する対策の充実 ○空き家・空き地の流通促進
公共交通の充実	・コミュニティバスの一部廃止、デマンドタクシーの導入 ・運転士不足による町内路線バスの減便・廃止 ・第二次地域公共交通計画の方針に基づく、行政と町民、交通事業者等が一丸となった仕組みづくりの推進	○町内外を移動できる交通手段のネットワーク化 ○誰もが利用しやすく、持続可能に繋がるバス利用環境の整備 ○地域全体で公共交通を守り育てる意識の醸成
災害の予防	・法面保護施設や防護柵等の既存施設の老朽化 ・災害に備える対策の推進 ・土砂災害対策の促進	○治水、土砂災害対策の促進 ○海岸の保全整備の促進
防災・救急体制の充実	・災害を想定した危機管理体制の整備 ・地域が一体となった防災体制づくり ・総合的な防災危機管理体制の強化 ・防災行政無線の適切な整備	○地域防災力の向上

（２）第３期越前町総合戦略（令和 8 年 3 月策定）

■計画期間　　：令和 8 年度（2026 年度）～令和 12 年度（2030 年度）

■基本目標と重点施策

基　本　目　標	重　点　施　策
①安心して働き・暮らせる地方の生活環境をつくる **安全・安心な生活環境が充実するまち**	○河川改修や急傾斜地崩壊対策、道路防災事業等の促進 ○自主防災組織の育成支援、災害対策の明確化 ○越前町公共施設等総合管理計画に基づく施設の改修等適切な維持管理、効率運営及び長寿命化 ○妊娠・出産・子育ての相談支援の充実 ○縁結びイベントの開催や結婚新生活支援事業等の継続的な支援　等
②新しいひとの流れをつくる **定住人口を確保し、交流人口・関係人口を創出するまち**	○若者や子育て世代への定住支援 ○地域の魅力創出や新たな誘客戦略の展開 ○移住・二地域居住者の受入環境づくり ○町内企業への支援、求職者支援、女性再就職支援等の就労に関する各種支援体制の構築 ○働く場における男女平等・ワークライフバランスの推進 ○外国人高度人材（国内大学の外国人留学生を含む）の確保と定着へ向けた支援体制の促進　等
③付加価値創造型の新しい地方経済をつくる **豊かな地域資源を活かすまち**	○越前がに、越前水仙をはじめとした地域資源の保全と効率の良い生産基盤の整備 ○農林水産業及び越前焼等の担い手育成と雇用の創出 ○地場産食材使用、食育の推進 ○地域の特産品開発や販路拡大、情報発信　等
④デジタル・新技術を活用した新たな生活をつくる **デジタル技術を活用した、利便性が良いまち**	○行政手続き等のデジタル化の推進 ○校内や職場のネットワーク環境の充実など、デジタル技術が利用しやすい環境整備 ○時代のニーズに応じた効果的かつ効率的な新たな公共交通の仕組みづくり　等
⑤地域間連携による新たな流れをつくる **地域内外・地方と都市間で広域的に連携するまち**	○越前ブランドを活かした丹南地域を中心とする広域観光の促進 ○丹南地域・ふくい嶺北連携中枢都市圏における各種共同事業（行政事務）の推進 ○外国人旅行客（教育旅行者を含む）の来訪促進　等

（３）越前町都市計画マスタープラン（平成 29 年 3 月策定）

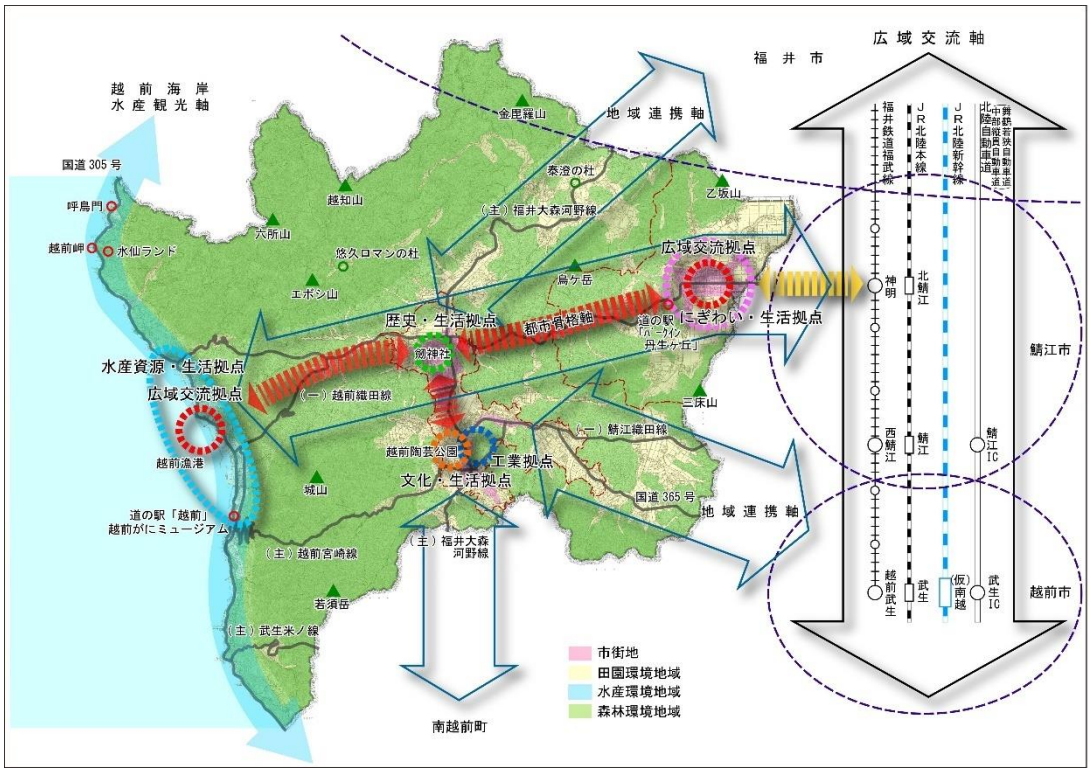
■都市づくりの理念と目標

越前の豊かな暮らし、地域の風土に育まれた暮らしの継承

○安全で安心して暮らせる にぎわいのあるまちづくり
○個性豊かな地域の特性が感じられる 美しいまちづくり
○まちの活気を担う 交流・連携のあるまちづくり
○住む人々が支え合う協働のまちづくり

■将来都市構造

軸と拠点	配置方針
広域交流軸	・南北方向の広域的な交流を支える交通軸 （北陸新幹線、ＪＲ北陸本線、福井鉄道福武線、北陸自動車道、国道８号）
地域連携軸	・広域交流軸への接続、隣接都市との連携を支える交通軸 （国道 417 号、国道 365 号、(主)福井大森河野線、(一)鯖江織田線、(一)越前織田線）
都市骨格軸	・越前町内に位置する都市拠点の連絡、日常的な住民生活を支えるとともに、越前町を訪れる観光・ビジネス客の移動を支える軸（国道 417 号、国道 365 号）
越前海岸 水産観光軸	・水産資源を活かした産業の場、越前加賀海岸国定公園に指定された広域的な観光軸 （越前海岸及び国道 305 号沿線）
広域交流拠点	・越前町の特色ある地域特性を活かした広域的な観光、ビジネス等の交流拠点
にぎわい・生活拠点	・越前町全体及び朝日地区におけるにぎわいづくりや、住民生活を支える生活拠点
歴史・生活拠点	・劔神社を中心とする歴史あるまち並みを活かした生活拠点
文化・生活拠点	・越前陶芸村を中心とする文化を感じる生活拠点
水産資源・生活拠点	・水産資源を基本とする生活拠点
工業拠点	・重要な生産機能を有し、貴重な就業の場となる工業拠点



（４）丹南都市計画区域の整備、開発および保全の方針（令和 6 年 9 月改定）

■都市づくりの基本理念

①伝統産業と先端産業が共存し歴史や文化を育む都市づくり

②持続可能な多極連携型の都市づくり

③高速交通開通を活かす都市づくり

④安全・安心に住み続けられる都市づくり

■区域区分の設定

無し

■10 年後の市街地のおおむねの規模と配置

10 年後のおおむねの人口規模に応じた可住地が用途地域内に確保されており、住宅用地は現在の用途地域を基本に誘導していく。

なお、用途地域のうち、現に市街化されておらず、市街地整備が図られる見込みがない区域で当該用途地域の一体的かつ計画的整備を図るうえで支障のないものは、農業振興地域制度の適正な運用ならびに自然的環境を保全するための土地利用規制を図った上で、用途地域の指定廃止を検討する。

おおむねの市街地の規模	R2	R12
丹南都市計画区域	3,646 ha	3,783 ha 以内

■10 年後の市街地に配置するおおむねの人口、世帯数

おおむねの人口	R2	R12
越　前　市	46,600 人 (78,500 人)	41,500 人 (69,800 人)
鯖　江　市	41,000 人 (68,000 人)	44,300 人 (68,800 人)
越　前　町	3,800 人 (7,500 人)	3,500 人 (6,800 人)
丹南都市計画区域	91,400 人 (154,000 人)	89,300 人 (145,400 人)

（　）内は都市計画区域人口

おおむねの世帯数	R2	R12
越　前　市	16,600 世帯 (28,000 世帯)	16,300 世帯 (27,400 世帯)
鯖　江　市	14,600 世帯 (24,300 世帯)	17,400 世帯 (27,000 世帯)
越　前　町	1,300 世帯 (2,700 世帯)	1,400 世帯 (2,700 世帯)
丹南都市計画区域	32,500 世帯 (55,000 世帯)	35,100 世帯 (57,100 世帯)

（　）内は都市計画区域世帯数

■10 年後の都市のおおむねの産業規模（過去のトレンドによる将来の見通し）

（単位：百万円）

おおむねの商業年間販売額	R2	R12
丹南都市計画区域	213,800	161,200

鯖江市・越前市を含んだ行政区域全体の商業年間販売額

（単位：百万円）

おおむねの製造品出荷額等	R2	R12
丹南都市計画区域	825,000	1,069,100

鯖江市・越前市を含んだ行政区域全体の製造品出荷額等

■土地利用に関する方針

〇主要な用途の配置方針

既成市街地	住宅地	・越前町朝日地区等の良好な低層住宅地の居住環境を維持する。
	商業地	・越前町の中心部および市街地内の幹線道路沿道等に配置された地域の拠点となる商業地を維持する。

〇用途の転換、純化または複合化に関する方針

用途の転換	・工業地域や準工業地域に指定されているが、工業以外の土地利用が進み、今後も工業の土地利用の需要が低く住宅や商業等他の土地利用の需要が高くなる場合は、地区内や周辺の土地利用状況および都市基盤の整備状況を考慮して、住宅地や商業地等への転換を図る。なお、商業地に転換する際には、越前町の中心部および市街地内の幹線道路沿道等に配置された地域の拠点となる商業地の維持・活性化に配慮する。
用途の純化	・越前町朝日地区等の低層住宅地では、良好な居住環境を維持する。
用途の複合化	・住宅地においても、超高齢社会の進行、働き方の多様化に対応して、日常生活に必要な施設、職住近接を支える施設として利活用するなど都市アセットの柔軟な利活用の需要がある場合は、良好な居住環境を維持しつつ「特別用途地区」や「地区計画」も活用しながら複合的な土地利用を図る。

〇市街地における建築物の密度構成に関する方針

住宅地	・越前町朝日地区等の良好な低層住宅地では、戸建て住宅でゆとりある居住環境を保つため、比較的低密度な土地利用を図る。
工業地	・越前町朝日地区等の良好な低層住宅地では、戸建て住宅でゆとりある居住環境を保つため、比較的低密度な土地利用を図る。

○用途地域外の土地利用の方針

まとまりのある市街地の形成や自然的環境の保全のために、農林漁業に係る土地利用との調整や農業振興地域制度の適正な運用を図りながら、用途地域外の開発は抑制していくことを基本とする。

①特に開発を抑制または制限すべき地域

・自然環境を有する地域
・優良な農地を有する地域
・良好な景観を有する地域
・自然災害の危険性が高い地域
・無秩序な開発が予想される地域

②その他の地域

・農村集落は、昔ながらの良好な集落環境を維持し、田園風景に調和した土地利用を図る。また、農村集落の隣接部では、農家の世帯分離、U ターン等による宅地需要がある場合は、良好な生産基盤を確保し、「土地利用や基盤整備の状況・見通し」、「義務教育施設等の公共施設の立地状況」、「自然環境、営農環境、集落環境への影響」、「災害リスクの回避・低減」を十分に勘案した上で、適切な規模の開発を許容する。
・新興住宅地等の都市的な土地利用を行っている地域は、自然環境や田園風景に調和した土地利用を図る。
・優良な農地以外の農地等の自然的環境を有する地域も、保全することを基本とする。

○土地利用の規制・誘導方策の活用方針

・主要な幹線道路沿道の中で、郊外での開発を促進するような大規模小売店舗等が立地するおそれがある地域については、特定用途制限地域の適用を検討する。
・郊外の無秩序な開発等の都市の課題を改善し、地域の個性を活かした魅力あるまちづくりを推進するため、まちづくり条例の制定を検討する。
・良好な居住環境や景観を損なうような施設が立地するおそれがある農村集落等では、地区計画による建築物の用途・形態等の制限の適用を検討する。
・農業振興地域制度の適正な運用により、優良農地等の保全を図る。

○景観の保全等の方針

・歴史的街並みや自然眺望等、良好な景観を有する地域は、景観計画等、景観法に基づく手法によりその景観の保全を図る。
・幹線道路の沿道等に設置される屋外広告物については、福井県屋外広告物条例等を活用し、周辺の良好な景観と調和するよう誘導を図る。

■都市施設の整備に関する方針

○交通体系の整備の方針

○通勤・通学、買い物等の日常生活が快適となる道路ネットワークの充実を図るとともに、生活空間における道路の安全、安心（歩道整備、バリアフリー化）を確保し、住みやすい環境基盤を整備する。また、自動車に頼らず誰もが容易に移動できるよう、鉄道やバスなどの公共交通機関との連携を強化し、交通の基盤づくりを推進する。

○大規模災害時においても、人やモノの輸送を安定的に確保するため、重要物流道路 や緊急輸送道路などの防災・減災対策を進めるとともに、複数ルートが確保できる 道路ネットワークの形成を推進する。

＜道路の配置＞

・既存道路空間の再構築等による歩行者・自動車空間の拡大により、心地よさが感じられ、賑わいのある美しい道路空間や緑豊かな、ゆとりある空間を創出する。
・道路の構造は、自転車および高齢者・障がい者を含む全ての歩行者が安全かつ円滑に移動できるように配慮する。

○下水道の整備の方針

≪整備水準の目標（行政区域の整備水準）≫

普及率※1	R2	R12
越　前　市	94%（78%）	96%（80%）
鯖　江　市	95%（73%）	98%（74%）
越　前　町	**99%（66%）**	**99%（70%）**
合　　計	95%（74%）	99%（75%）

※1　普及率（＝汚水処理人口普及率）：汚水処理施設（公共下水道、農業集落排水施設等、合併処理浄化槽、その他の汚水処理施設）の供用人口※3／行政人口×100
※2　（ ）は公共下水道の普及率：公共下水道の供用人口／行政人口×100
※3　供用人口：汚水処理施設を使用することができる状況にある人口

≪下水道の整備目標≫

	おおむね 10 年以内に整備する区域	
	用途地域内	用途地域外
越　前　町	一部の残区域	整備計画無し※1

※1　整備計画無し：整備計画の予定が無い

○河川の整備の方針

≪おおむね 10 年以内に整備する予定の河川等≫

整備方針	河川名	全体計画延長（km）※1	整備内容	おおむね 10 年以内に整備する区間（km）※2
治水機能の確保	天王川	2.0（越前町市地先（市姫橋）～宝泉寺地先）	河道拡幅	（完成）

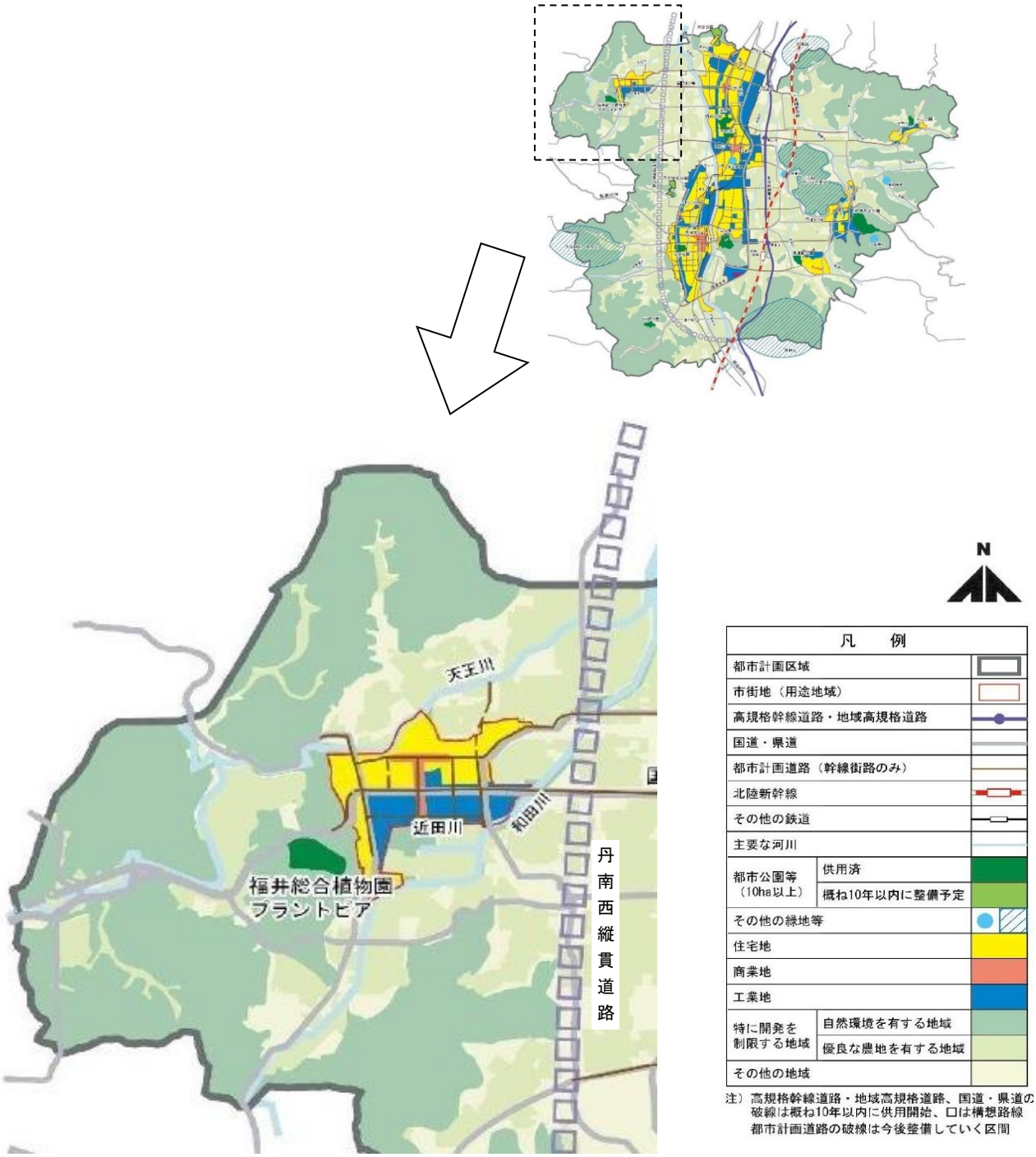
※1　（ ）内は全体計画区間を示す。
※2　（ ）内はおおむね 10 年以内に整備する区間を示す。ただし、おおむね 10 年以内に完成する河川等は、「完成」する旨を示す。

■自然的環境の保全または整備に関する方針

・本都市計画区域は、山岳、河川が優れた自然的環境を形成し、市街地は田園や里山に取り囲まれ、多くの小河川が流れている。
・このような都市の自然的環境をふまえ、生態系やレクリエーションのネットワーク機能を強化していくために向けて、自然的環境の保全または整備を図る。

■防災まちづくりの基本方針

・都市計画区域内に存在する水害をはじめとした様々な災害リスクを考慮し、県、市町、民間事業者等あらゆる関係者が連携して、災害リスクの回避・低減の観点から総合的に防災まちづくりを推進する。
・都市計画区域内には、天王川などの沿川に洪水浸水想定区域が広がり、土砂災害警戒区域等も広く分布している。このため、防災性を高める地区計画制度の活用や、避難地・避難路の整備、平時における住民への災害リスクの周知、避難体制の強化、田んぼダムの推進などハード・ソフト両面の対策により災害リスクの低減を図る。



■整備開発および保全の方針図

（５）織田都市計画区域 整備、開発および保全の方針（令和 6 年 9 月改定）

■都市づくりの基本理念

①環境と共生し歴史や文化を育む都市づくり

②持続可能な多極連携型の都市づくり（コンパクト・プラス・ネットワーク）

③安全・安心に住み続けられる都市づくり

■区域区分の設定

無し

■10 年後の市街地のおおむねの規模と配置

既に 10 年後のおおむねの人口規模に応じた住宅用地としての用途地域は確保されており、また産業に要する計画的かつ具体的な市街地整備の新たな見通しがないため、現在の用途地域を基本に市街地形成を誘導していく。

なお、用途地域のうち現に市街化されておらず、当分の間営農が継続されることが確実であること等により、市街地整備が図られる見込みがない区域で、当該用途地域の一体的かつ計画的整備を図るうえで支障のないものは、農業振興地域制度の適正な運用ならびに自然的環境を保全するための土地利用規制を図った上で、用途地域の指定廃止を検討する。

おおむねの市街地の規模	R2	R12
織田都市計画区域	234 ha	234 ha 以内

■10 年後の市街地に配置するおおむねの人口、世帯数

おおむねの人口	R2	R12
織田都市計画区域	2,540 人 (5,250 人)	2,190 人 (4,530 人)

（ ）内は都市計画区域人口

おおむねの世帯数	R2	R12
織田都市計画区域	790 世帯 (1,640 世帯)	770 世帯 (1,590 世帯)

（ ）内は都市計画区域世帯数

■10 年後の都市のおおむねの産業規模（過去のトレンドによる将来の見通し）

（単位：百万円）

おおむねの商業年間販売額	R2	R12
織田都市計画区域	4,600	4,500

行政区域全体の商業年間販売額

（単位：百万円）

おおむねの製造品出荷額等	R2	R12
織田都市計画区域	20,500	38,500

行政区域全体の製造品出荷額等

■土地利用に関する方針

○主要な用途の配置方針

・土地の自然的条件、土地利用や都市基盤整備の状況・見通しを勘案して、各用途を適正に配置することにより、都市機能を維持・増進し、かつ、居住環境の保護、産業の利便の増進、公害の防止等を図り、適正な都市環境を保持するように定める。	
住宅地	・織田地区の劔公園や不老山公園周辺、宮崎地区の良好な低層住宅地の居住環境を維持する。
商業地	・地域の拠点となる織田地区の商業地を維持する。
工業地	・織田地区の市街地北部や南部、宮崎地区の市街地南部の工業地を維持する。

○用途の純化に関する方針

・良好な環境が形成されている市街地では、「地区計画」の積極的な活用を図り、魅力ある市街地を醸成する。
・織田地区の劔公園や不老山公園周辺、宮崎地区の低層住宅地では、良好な居住環境を維持する。

○市街地における建築物の密度構成に関する方針

住宅地	・地域の拠点となる織田地区の商業地周辺は、生活利便性が高いため、比較的高密度な土地利用を図る。 ・織田地区の劔公園や不老山公園周辺、宮崎地区の良好な低層住宅地では、戸建て住宅でゆとりある居住環境を保つため、比較的低密度な土地利用を図る。
商業地	・地域の拠点となる織田地区の商業地は、比較的高密度な土地利用を図る。
工業地	・工業地は、従来の景観や環境を維持するため、比較的低密度な土地利用を図る。

○用途地域外の土地利用の方針

まとまりのある市街地の形成や自然環境や田園風景を保全していくために、以下に示す地域毎の土地利用の方針をふまえ、農林漁業に係る土地利用との調整や農業振興地域制度の適正な運用を図りながら、用途地域外の開発は抑制していくことを基本とする。

① 特に開発を抑制または制限すべき地域

イ）自然環境を有する地域

・山地、里山（特に希少種が生息する地域）および天王川や織田川等の自然地は、生物多様性の確保、地球温暖化の防止、水源のかん養等のために、開発の抑制を図る。

ロ）優良な農地を有する地域

・一団となった農地や土地改良事業等が施行された優良な農地は、基礎的な農業の生産基盤であり、良好な状態で維持・保全するとともに、農地が持つ保水機能の維持、生物多様性の確保および田園風景の維持のために、開発の抑制を図る。

ハ）良好な景観を有する地域

・歴史的街並みや眺望等、良好な景観を有する地域は、地域の個性として次世代へと継承していくために、開発の制限を図る。

ニ）自然災害の危険性が高い地域

・水害等の災害リスクの高い地域では、開発の抑制を図る。

ホ）無秩序な開発が予想される地域

・幹線道路沿線など無秩序な開発が進行するおそれのある地域については、「特定用途制限地域」を設定するなど、適切な方法により、開発の抑制を図る。

② その他の地域

・農村集落は、昔ながらの良好な集落環境を維持し、田園風景に調和した土地利用を図る。また、農村集落の隣接部では、農家の世帯分離、U ターン等による宅地需要がある場合は、良好な生産基盤を確保し、「土地利用や基盤整備の状況・見通し」、「義務教育施設等の公共施設の立地状況」、「自然環境、営農環境、集落環境への影響」、「災害リスクの回避・低減」を十分に勘案した上で、適切な規模の開発を許容する。
・新興住宅地等の都市的な土地利用を行っている地域は、自然環境や田園風景に調和した土地利用を図る。
・優良な農地以外の農地等の自然的環境を有する地域も、保全することを基本とする。

○用途地域外の土地利用の規制・誘導方策の活用方針

・都市の問題を改善し、地域の個性を活かした魅力あるまちづくりを推進するため、まちづくり条例の制定を検討する。
・地域の環境を損なうような中高層の建築物の建築を抑制し、宅地開発を地域環境に調和するように「建築形態コントロール（建ぺい率、容積率等）」の見直しを必要に応じて検討する。
・「土地利用の分布や規制」および「地価」の状況や今後の見通し等の実態をふまえて、良好な居住環境や景観を損なうような施設が立地するおそれがある農村集落等については、「地区計画」による建築物の用途・形態等の制限の適用を検討する。
・農業振興地域制度の適正な運用により、優良農地等の保全を図る。

○景観の保全等の方針

・歴史的街並みや自然眺望等、良好な景観を有する地域は、景観計画等、景観法に基づく手法によりその景観の保全を図る。
・幹線道路の沿道等に設置される屋外広告物については、福井県屋外広告物条例等を活用し、周辺の良好な景観と調和するよう誘導を図る。

■都市施設の整備に関する方針

○交通体系の整備の方針

通勤・通学、買い物等の日常生活が快適となる道路ネットワークの充実を図るとともに、生活空間における道路の安全、安心（歩道整備、バリアフリー化）を確保し、住みやすい環境基盤を整備する。また、自動車に頼らず誰もが容易に移動できるよう、バスなどの公共交通機関との連携を強化し、交通の基盤づくりを推進する。

新たに幹線道路を配置する際には、計画的な市街地形成を阻害するおそれのある開発を誘発しないように、道路交通処理機能が低下しないように、更に自然的環境が損なわれないように、道路の位置や構造の調整および沿道の土地利用規制を図る。

＜道路の配置＞

○既存道路空間の再構築等による歩行者・自転車空間の拡大により、心地よさが感じられ、賑わいのある美しい道路空間や緑豊かな、ゆとりある空間を創出する。また、市街地内における自転車走行空間のネットワーク化を進める。
○道路の構造は、自転車および高齢者・障がい者を含む全ての歩行者が安全かつ円滑に移動できるように配慮する。

○下水道の整備の方針

≪整備水準の目標（行政区域の整備水準）≫

普及率※1	R2	R12
越前町	99%（66%）	99%（70%）

※1　普及率（＝汚水処理人口普及率）：汚水処理施設（公共下水道、農業集落排水施設等、合併処理浄化槽、その他の汚水処理施設）の供用人口※3／行政人口×100
※2　（　）は公共下水道の普及率：公共下水道の供用人口／行政人口×100
※3　供用人口：汚水処理施設を使用することができる状況にある人口

≪下水道の整備目標≫

市町名	おおむね 10 年以内に整備する区域	
	用途地域内	用途地域外
越前町	一部の残区域※1	整備計画無し※2

※1 残区(地)域：各地区の残った未整備区(地)域
※2 整備計画無し：整備計画の予定が無い

○その他の都市施設について

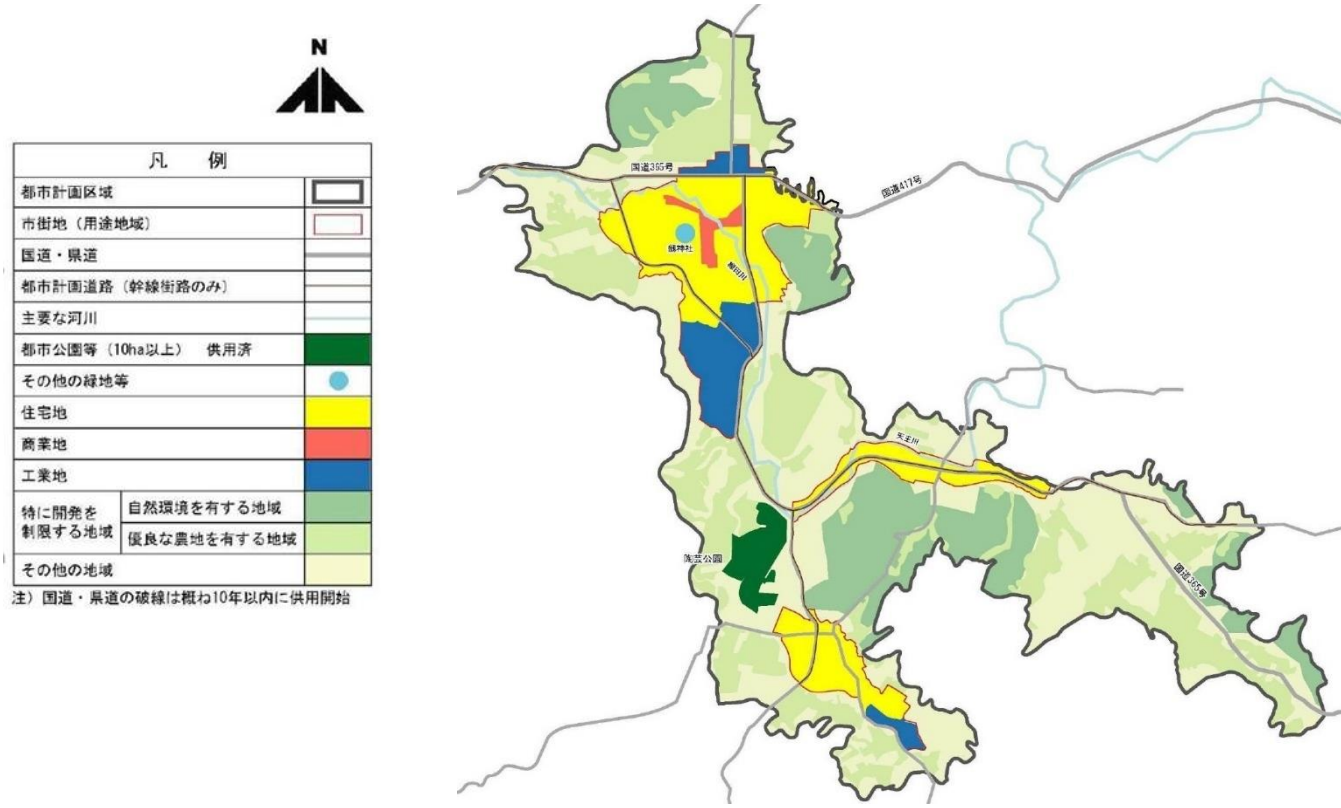
・その他の都市施設を配置する場合は、住民の生活や産業活動の利便性、居住環境や自然的環境の保全および土地利用や都市基盤整備の動向等を考慮し、また都市機能を維持・増進し、安全で安心して生活できる良好な都市環境が形成されるように配慮する。
・地域拠点周辺の活性化、居心地が良く歩きたくなるまちなかの形成、子どもから高齢者までが安心して活動できる公共空間づくり等のために、越前町立地適正化計画における「都市機能誘導区域」や「誘導施設の設定」に基づき、教育文化施設、医療施設、社会福祉施設等の都市機能の集約を図る。

■自然的環境の保全または整備に関する主要な都市計画決定等の方針

・不老山等の山岳、天王川、織田川等の主要河川が優れた自然的環境を形成し、市街地は田園や里山に取り囲まれ、小河川が流れている。
・このような都市の自然的環境をふまえ、生態系やレクリエーションのネットワーク機能の強化に向けて、自然的環境の保全または整備を図る。

■防災まちづくりの基本方針

・都市計画区域内に存在する水害をはじめとした様々な災害リスクを考慮し、県、町、民間事業者等あらゆる関係者が連携して、災害リスクの回避・低減の観点から総合的に防災まちづくりを推進する。
・都市計画区域内には、天王川、織田川の沿川に浸水が想定される区域が広がり、土砂 災害警戒区域等が分布しているため、防災性を高める地区計画制度の活用や、避難地・避難路の整備、平時における住民への災害リスクの周知、避難体制の強化などハード・ソフト両面の対策により災害リスクの低減を図る。



■整備開発および保全の方針図

（６）第二次越前町地域公共交通計画（令和８年２月策定）

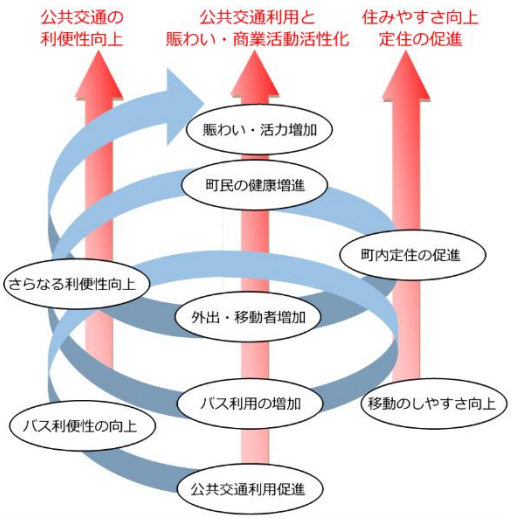
■基本方針

皆で守り育てる公共交通ネットワークの形成

公共交通を町の重要な社会資本として位置付け、まちづくりの施策と連携して公共交通の利便性向上を図ることで、様々なまちの賑わいと活力を増大させ、町内定住の促進、健康増進や賑わい・商業活動の活性化という「好循環」につなげます。

具体的には、行政と町民の協働参加による利用促進の取組及び地域主体の新たな公共交通の仕組みづくりを進め、公共交通の利便性向上につなげます。合わせて、地域の主要な公共公益施設及び隣接市（福井市、鯖江市、越前市）をネットワークとしてつなげることで、学生の通学や高齢者の移動をはじめとした住民の移動を支えます。

【公共交通利用促進とまちの活性化の好循環（イメージ）】



■基本目標

①町内外を移動できる公共交通のネットワーク化

現在の公共交通の主な利用者である学生やクルマを運転できない高齢者が、隣接市への通学・帰宅や病院・温浴施設・商業施設等へ快適に移動できるよう、民間路線バスを公共交通基幹軸として位置づけます。加えて、主要拠点（ターミナル）においては、町内の移動を面的にカバーするコミュニティバスとの接続を図り、町内外を移動できる交通手段としてのネットワーク化を図ります。また、コミュニティバスについては、持続可能な運行に向けた効率化及び一部地域におけるデマンドタクシーへの移行を実施します。

施策① 路線バスの維持・確保【継続】
施策② 路線バス・コミュニティバス及びデマンドタクシーの連携・共存【継続】
施策③ デマンドタクシー等を活用した町内外への移動の足の確保【新規】

②誰もが利用しやすい環境づくり及び持続可能性の確保

人口が減少傾向にある本町において、地域の賑わいや活力向上のためには、住民の外出を促し、交流人口の増加させるために移動の活発化が必要です。その実現のために、公共交通を利用しやすいよう「分かりやすさと使いやすさ」を向上させます。合わせて、バスやデマンドタクシーの利用に不慣れな方の抵抗感を和らげるための工夫により、住民に「利用したい、外出したい」と思って頂けるサービスの提供を図ります。

一方で、運転士の不足が懸念されているなか、公共交通の効率化も図るため、交通体系の見直しや新たな交通モードの検討により持続可能性を確保します。

施策① 多様なニーズに対する助成制度の維持・充実【継続】
施策② 待合所の整備推進及び車両サイズ適正化の検討も含めた車両の計画的な更新【継続】
施策③ わかりやすさの向上と利用促進のための情報提供の充実【継続】
施策④ コミュニティバス路線及びデマンドタクシーの運行エリアの見直し【新規】
施策⑤ 将来的なさらなる運転士不足に対応するための新たな移動手段の検討・確保【新規】

③地域全体で必要な公共交通を守り育てる意識の醸成

公共交通は、家族の送迎負担を肩代わりするだけでなく、クルマを持たない住民の外出や地域活動の参加機会の拡大、外出増加による健康増進と高齢者等の交通事故の低減、交流人口の増大によるまちの賑わいと活力の創出など、本町の発展に大きく寄与するものです。さらには、北陸線幹線を利用した都市圏との交流の足としても、公共交通はまちの重要な社会資本としての位置づけは強くなっているため、様々な利用促進施策を展開します。

一方で、バス事業者の自助努力や行政支援の限界があるなかで、これまでの行政主体の取組にとどまらず、「地域に必要な交通は地域自らが守り育てる」という観点に基づき、人口減少時代にふさわしい新たな地域公共交通の仕組みづくりを模索します。

施策① 児童から高齢者まで幅広い年齢層を対象とした意識啓発【継続】
施策② 公共交通と商業・観光との連携及びＰＲ【継続】
施策③ 住民等による自発的かつ積極的な公共交通利用の促進【新規】

■基本目標の達成有無を評価する指標

目標指標		現況値	目標値	考え方
(1) 公共交通利用	■公共交通利用者数 ○京福バス・福鉄バス、越前町コミュニティバス（デマンドタクシー含む）、公共ライドシェアの年間利用者数の合計	216,000 人/年 (R6 年度)	195,000 人/年 (R12 年度)	人口あたりの利用者数の維持を目指す
	■公共交通利用経験者 ○公共交通利用経験者の割合 【計画最終年度において町民アンケートを実施し、「路線バス」「コミュニティバス」「デマンドタクシー」のいずれかを 2～3 ヶ月に 1 回以上利用した割合により計測】	10% (R6 年度)	13% (R11 年度)	
(2)公共交通に対する越前町負担金 （公的資金投入額） ○路線バス、コミュニティバス・デマンドタクシー、福井行き直行便の町負担額年間合計 【毎年の決算により計測】		84,065 千円/年 (R7 年度)	84,000 千円/年 (R12 年度)	運行の効率化を図ることで、物価高騰化にあっても公的負担金とカバー率の維持を目指す
(3)公共交通集落カバー率 ○公共交通による集落カバー率 【路線や停留所の変更がある場合に 100%維持されることを確認】		100 % (R7 年度)	100 % (R12 年度)	
(4) 公共交通利用者の満足度	■公共交通の利用者満足度 ○公共交通に対する満足度 【計画最終年度において公共交通利用者アンケートを実施し、「満足」「やや満足」の合計割合により計測】	20 % (R6 年度)	60 % (R11 年度)	公共交通利用者目線に立って利便性の向上を目指す
	■本町が運行する公共交通の利用者満足度 ○コミュニティバスの満足度 ○デマンドタクシーの満足度 【計画最終年度において公共交通利用者アンケートを実施し、「満足」「やや満足」の合計割合により計測】	コミュニティバス 15 % デマンドタクシー - % (R6 年度)	コミュニティバス 60 % デマンドタクシー 70 % (R11 年度)	

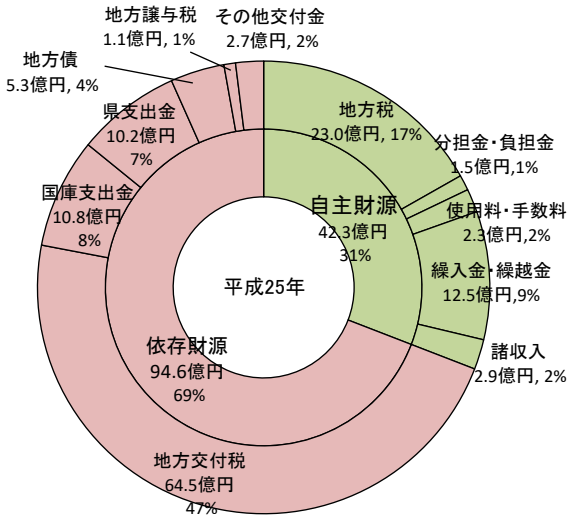
２．財政の見通しの整理

■越前町財政健全化計画（計画期間：令和４年度から令和８年度まで）

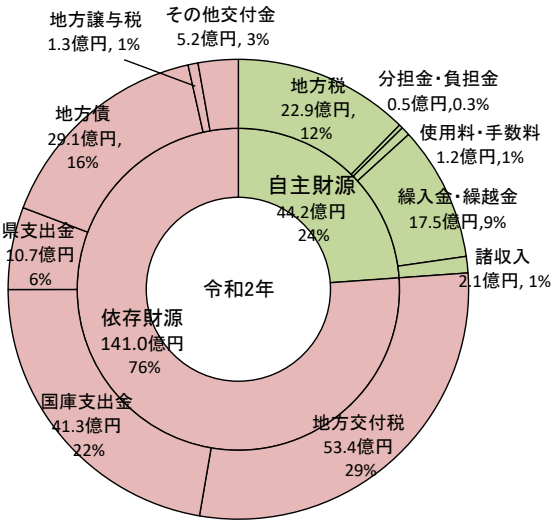
歳入の変化（平成 25 年→令和 2 年）を財源別にみると、自主財源は 42 億円から 44 億円に増加しましたが、自主財源比率は 31%から 24%に低下しています。また、依存財源が増加したことにより、歳入総額も 137 億円から 185 億円に増加しています。

今後人口減少により地方税や地方交付税の減少が予想されることから、本町の財政状況は厳しくなることが見込まれます。

＜歳入の状況＞



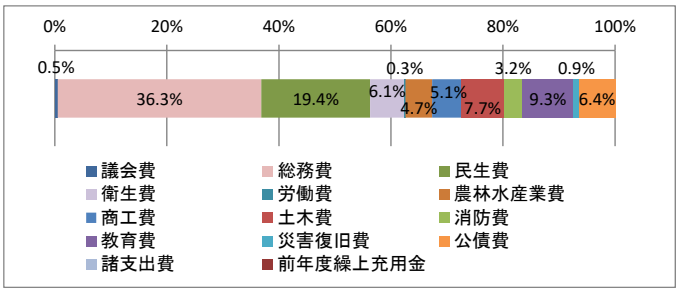
■歳入（平成 25 年）歳入総額 137 億円



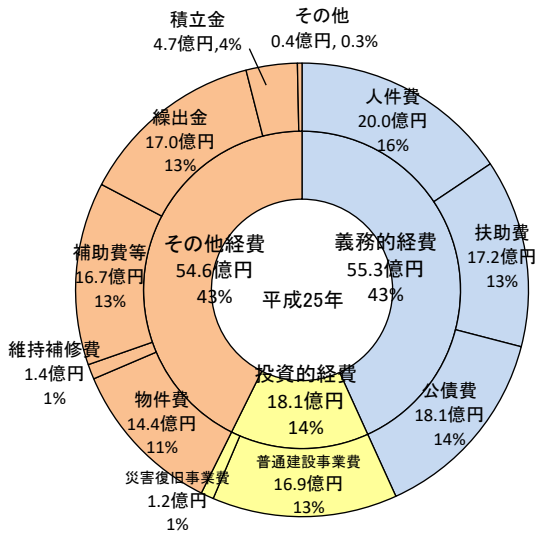
■歳入（令和 2 年）歳入総額 185 億円

歳出総額は、128 億円から 178 億円に増加しており、普通建設事業費も 17 億円から 39 億円に倍増しています。

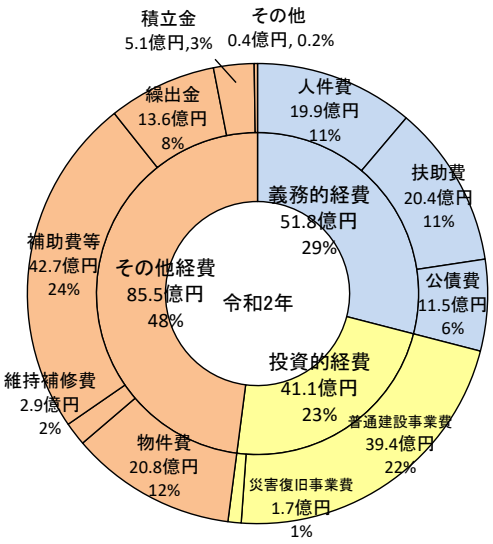
＜歳出の状況＞



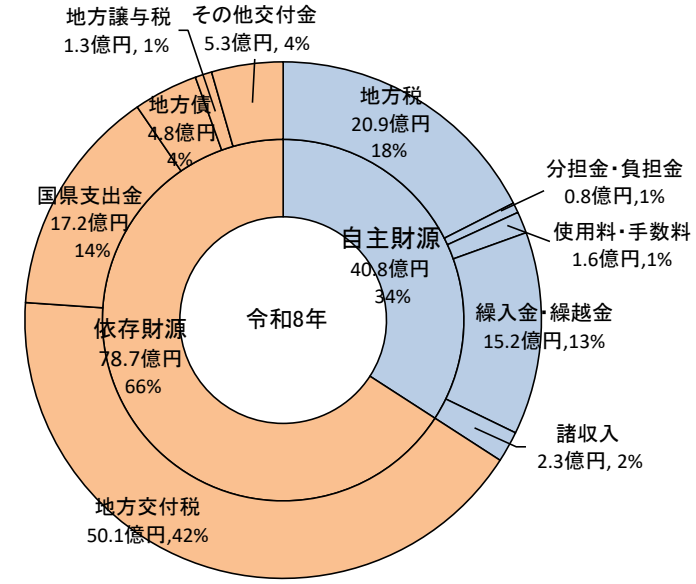
■歳出（目的別）（平成 25 年）



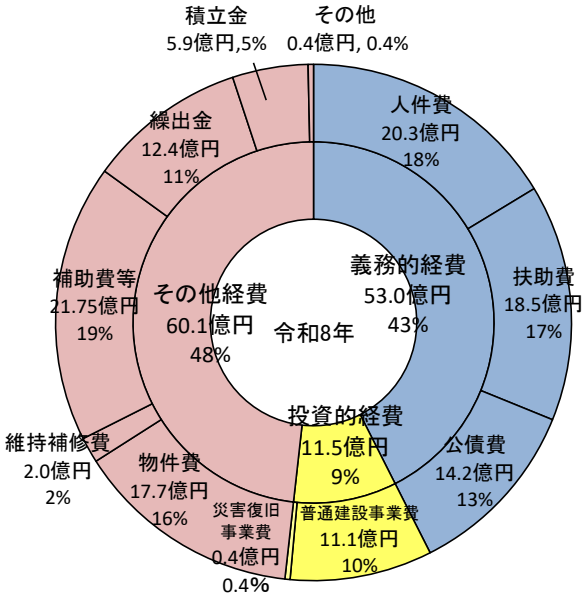
■歳出（平成 25 年）歳出総額 128 億円



■歳出（令和 2 年）歳出総額 178 億円



■歳入の見通し（令和 8 年）歳入総額 120 億円



■歳出の見通し（令和 8 年）歳出総額 125 億円

※計画策定期間中に財政健全化計画が更新された場合は、本計画についても必要に応じて内容の見直し・更新を行います。

第３章　都市づくりの課題

本町の実態を踏まえ、次の７つの視点から現状における都市づくりの課題を整理します。

人口動態	・低密度に人口が分布しており、今後の人口減少、高齢化の進行に対応するため、用途地域指定地区における既存の人口集積地を中心として、人口を誘導する必要があります。
都市基盤の整備状況	・都市計画道路については、一部未整備区間はあるものの、道路ネットワークとしては十分機能しています。 ・都市計画公園については、越前陶芸公園の一部が未整備となっていますが、それ以外の都市計画公園はすべて整備済みとなっています。 ・用途地域指定地区の面的な基盤整備は、朝日地区の一部のみ（朝日東部）となっています。
都市機能	・隣接する福井市、鯖江市、越前市を含む日常生活圏を形成しており、商業、医療等の生活関連機能の一部を依存しています。隣接都市との機能分担を前提として、本町においても、既存の人口集積地に都市機能の集積を図る必要があります。 ・都市計画区域のない越前地区や用途地域指定地区外においても、一定の人口集積や都市機能の立地がある地区では、生活する上で必要な都市機能を誘導し、地域の存続を図る必要があります。 ・公共交通の利用については、京福バス、福鉄バスによる路線バスと町営のコミュニティバス「フレンドリー号」（運行日：月～土）、「デマンドタクシーチョイソコえちぜん」（運行日：月～金）によって構成されています。土日のサービス水準は高くありませんが、用途地域指定地区は、バス利用圏（バス停から半径 300ｍの範囲）に概ね含まれています。 ・隣接する福井市、鯖江市、越前市との連携によって、路線バスを確保・維持することが重要です。
土地利用（未利用地）	・用途地域内には全体の 2 割を超える未利用地があり、それぞれ一団の未利用地を形成している箇所があります。 ・既存の人口集積地の周辺においても未利用地が分布しており、今後円滑な居住を誘導するための居住環境の整備が必要です。
都市防災	・用途地域内には、天王川の洪水浸水想定区域、土砂災害警戒区域等があります。今後、都市機能、人口集積を図るうえでは、災害リスクの低い区域を指定することが重要です。
地価（公示価格）	・地価公示価格は、朝日地区西田中では近年上昇しているものの、その他の地点では下落傾向にあります。
人口の見通し	・本町の人口は、減少傾向にあり、このまま推移すると令和 2 年の 20,118 人から令和 27 年には 12,100 人程度になると推計されています。 ・人口減少に伴い人口密度が低下し、高齢化も進み、約半数が 65 歳以上になるものと推計されています。

第４章　基本方針

１．都市づくりの理念、目標

本町の都市づくりの理念、目標については、「越前町都市計画マスタープラン」における都市づくりの理念、目標とします。

（１）都市づくりの理念

本町は、日本海の水の青、丹生山地の木々の緑に囲まれた自然豊かな都市です。この地を住まいとして住み続けてきた人々が積み重ね、培ってきた歴史、文化は、本町の個性豊かな風土となり、落ち着きのある住みやすさとなっています。

近年、人口減少、少子高齢化の進行、産業の縮小等により、まちの活気が失われつつあり、かつての人通りの多さやにぎやかさを目にする機会も減ってきています。

今後、さらなる人口減少等が予想されていることから、本町では、「住む」ことの大切さ、「住み続ける」ことの重要さを都市づくりの基本とし、本町の豊かな暮らしを守り、育てるコンパクトな都市づくりを進めます。朝日、宮崎、越前、織田の各地区の風土に育まれた豊かな暮らしを継承する環境づくりを進めるものとします。

＜都市づくりの理念＞

越前の豊かな暮らし、
地域の風土に育まれた暮らしの継承

＜都市づくりの目標＞

○安全で安心して暮らせるにぎわいのあるまちづくり

○個性豊かな地域の特性が感じられる美しいまちづくり

○まちの活気を担う交流･連携のあるまちづくり

○住む人々が支え合う協働のまちづくり

（２）都市づくりの目標

●安全で安心して暮らせるにぎわいのあるまちづくり

「住み」続けられる環境には、生活を営むうえでの不安がなく、将来への希望が持てることが重要と考えます。通勤・通学や通院、買物等の日常生活を安全、快適に行え、人の集まるにぎわいと身近なコミュニティにふれあえることが大切です。

四季の変化を繰り返しながら、祭り、行事などを行うことで歴史や文化を重んじるとともに、時代にふさわしい取り組みを行うことで、「住む」ことを次の世代につないでいくことが求められています。

これらを「住む」ことの基本として、安全で安心して暮らせるにぎわいのあるまちを目指します。

●個性豊かな地域の特性を感じる美しいまちづくり

朝日地区に広がる田園、宮崎の赤い土、越前地区の日本海、織田の歴史など、本町には個性豊かな「地域」の特性があります。長い時間をかけて培ってきた地域の歴史、伝統、文化は、豊かな緑と一体となって地域の風土をなしています。

本町に「住む」ことで、これらの風土を活かし、日常生活の中で地域の特性を感じられる美しいまちづくりを目指します。

●まちの活気を担う交流･連携のあるまちづくり

まちの基本は、人々が行き交う「市」にあり、多くの人々がそこに集まることで「にぎわい」が生まれ、それが魅力となって「住み、働く」ことになります。

広域的かつ日常的な交通環境の利便性を高めることによって、より広い地域の人々との交流、身近な人々との連携のあるまちづくりを目指します。

●住む人々が支え合う協働のまちづくり

これからのまちづくりには、道路や公園、各種施設などこれまで積み上げてきた社会基盤を活用する効率的な都市運営が求められています。これを実践するには、まちの実情に最も詳しい本町に「住む」皆さんの知恵と工夫が不可欠になります。

住民の皆さんをはじめ、本町に関係のある企業、団体、事業者の皆さんとともに行政が一体となってまちづくりを推進する協働のまちづくりを目指します。

２．都市づくりの方針

（１）目指すべき都市構造

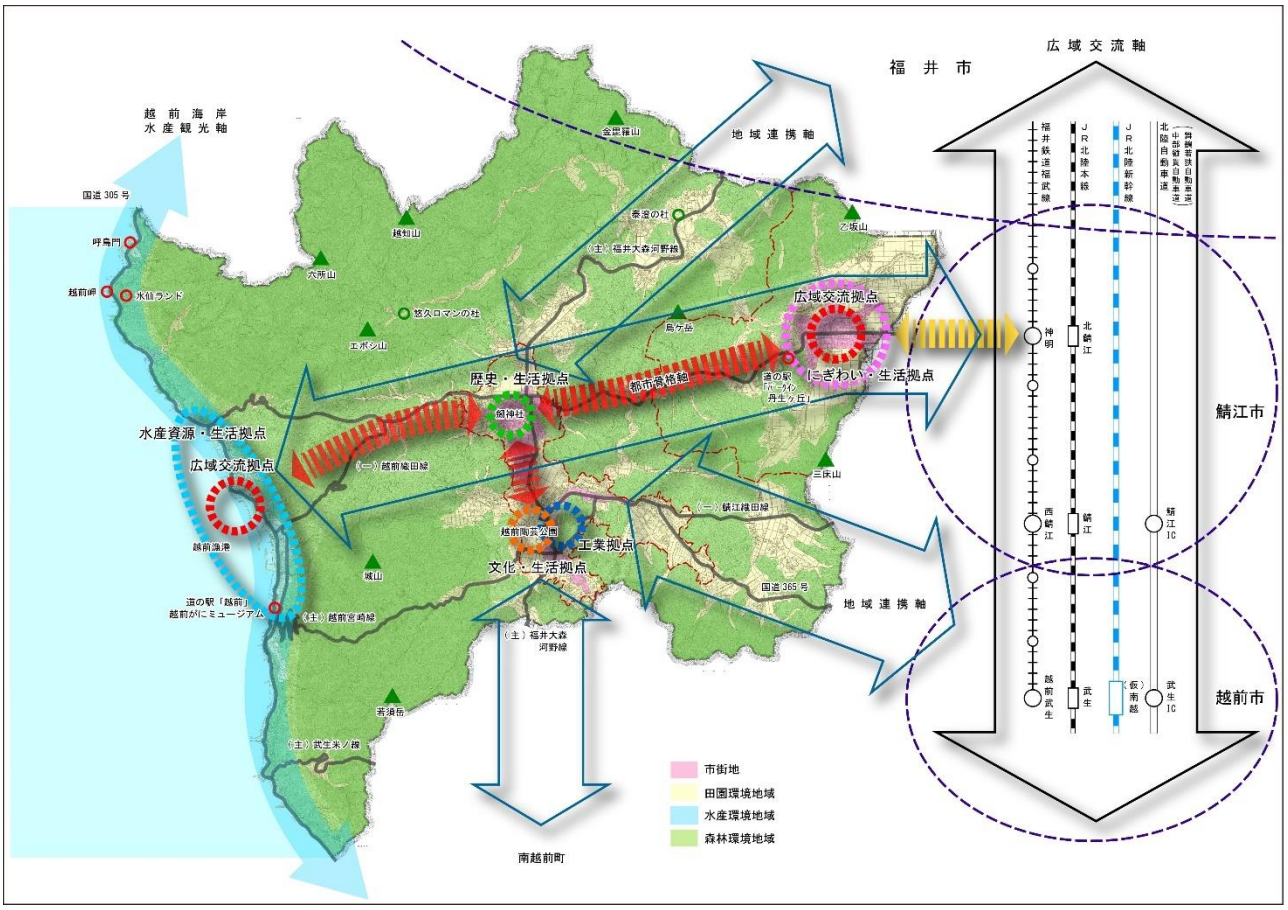
本町の目指すべき都市構造は、「越前町都市計画マスタープラン」において、以下の都市構造が示されています。

その中で、住民生活の中心となる拠点として、４つの生活拠点（工業拠点除く）を設定しています。

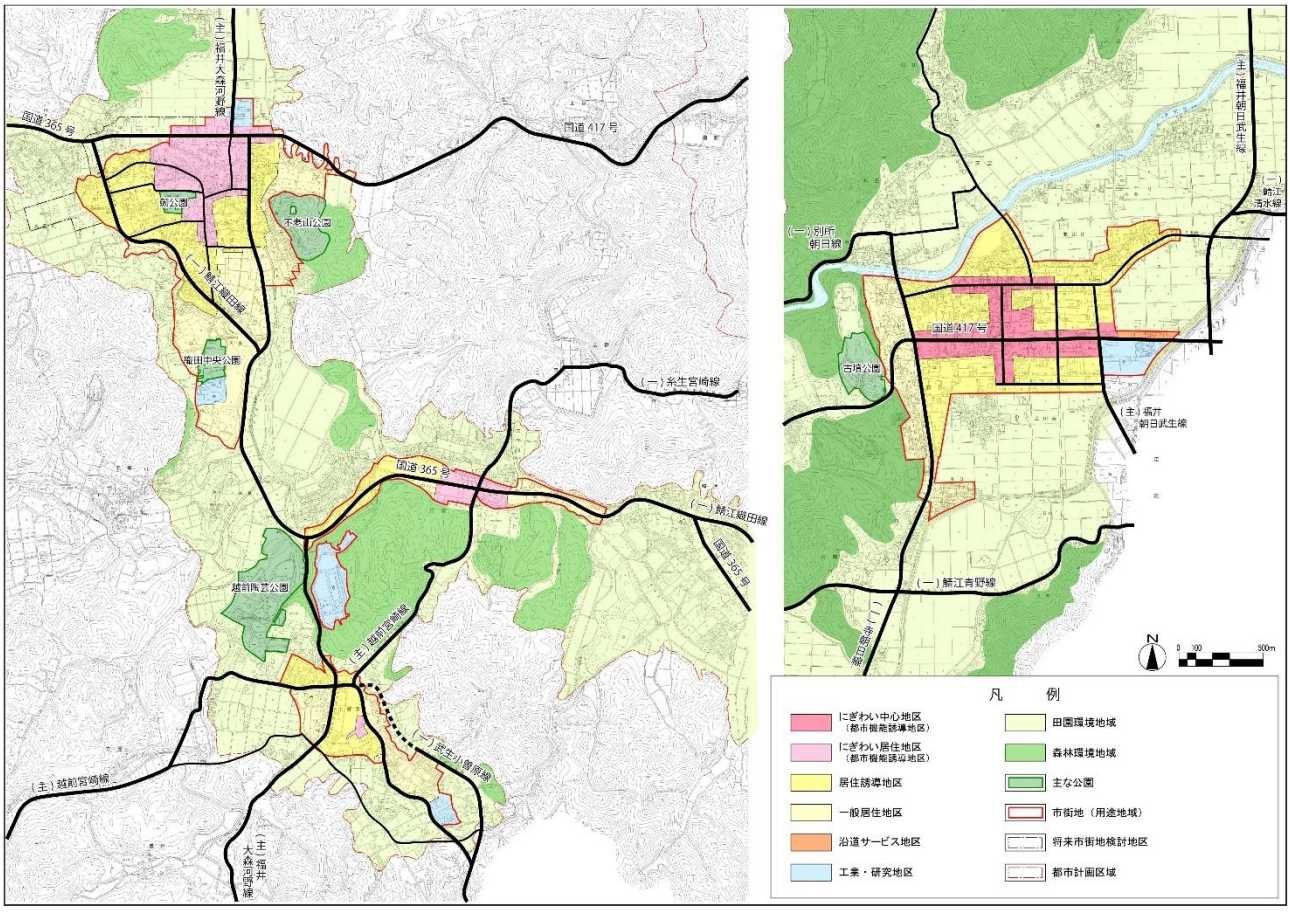
軸と拠点	配置方針
広域交流軸	・南北方向の広域的な交流を支える交通軸として、北陸新幹線、ＪＲ北陸本線、福井鉄道福武線、北陸自動車道、国道８号を位置づけます。
地域連携軸	・広域交流軸への接続をはじめ、隣接する福井市、鯖江市、越前市等の都市との連携を支える交通軸として、国道 417 号、国道 365 号、主要地方道福井大森河野線、一般県道鯖江織田線、一般県道越前織田線を位置づけます。
都市骨格軸	・本町内に位置する都市拠点を連絡し、日常的な住民生活を支えるとともに、本町を訪れる観光・ビジネス客の移動を支える軸として、国道 417 号、国道 365 号を位置づけます。
越前海岸水産観光軸	・越前海岸沿岸部は、水産資源を活かした産業の場であるとともに、越前加賀海岸国定公園に指定された広域的な観光軸として、越前海岸及び国道 305 号沿線を位置づけます。
広域交流拠点	・本町内の特色ある地域特性を活かした広域的な交流拠点として、観光、ビジネス等の広域的な交流機能の強化を進めます。
にぎわい・生活拠点	・本町全体及び朝日地区におけるにぎわいづくりを進めるとともに、住民生活を支える生活拠点として、居住環境の向上、生活サービス機能、公共交通サービス機能の提供を進めます。
歴史・生活拠点	・劔神社を中心とする歴史あるまち並みを活かした生活拠点として、生活サービス機能の集積による居住環境の維持・向上を図るとともに、地域特性を活かした景観づくりを進めます。
文化・生活拠点	・越前陶芸村を中心とする文化を感じる生活拠点として、生活サービス機能の集積による居住環境の維持・向上を図るとともに、地域特性を活かした景観づくりを進めます。
水産資源・生活拠点	・水産資源を基本とする生活拠点として、生活サービス機能の集積により居住環境の維持・向上を図ります。
工業拠点	・重要な生産機能を有するとともに、貴重な就業の場となる工業拠点として維持・継続します。

本町の公共交通は、バス交通によって形成されており、隣接市を連絡する路線バスを基幹的な公共交通とし、コミュニティバスを住民の生活交通を支える公共交通として位置づけます。

地域公共交通網	・基幹的な公共交通軸として、福井市、鯖江市、越前市といった隣接市を連絡する路線バスを位置づけます。 ・町内の移動において、住民の生活交通を支える公共交通として、町営のコミュニティバス「フレンドリー号」を位置づけます。



■将来都市構造



■土地利用配置方針

（２）都市づくりの方針（ターゲット）

■安全で安心のある日常生活を支える生活基盤の確立

近年、人口減少、少子高齢化が進行し、空き家・空地が増加するとともに、産業の縮小等により地域活力が低下しつつあり、将来的にもさらなる人口減少等が予想されています。

また、地震や豪雨、大雪等の大規模自然災害が多発しており、浸水や土砂崩れ等による被害によって日常生活への影響が長期化するケースが発生しています。

住民の日常生活に必要な医療、福祉、子育て支援、商業等の既存の都市機能の維持を図るとともに、新規の都市機能立地による機能集約によって都市サービスの利便性向上を図り、日常の生活基盤を確立し、安全で安心して「住み」続けられる環境づくりを目指します。

都市機能を集約することによって、車に依存することなく、高齢者から子どもまで誰もが安心して多様な都市サービスを利用できるようになります。また、郊外からの車利用でも、効率よく利用することができ、住みやすさの向上、にぎわいの再生につながるものと考えます。

■コンパクトな居住集積による「まち」の持続性の確保

住民の日常生活に必要な都市機能が集約して立地することによって都市機能集積地としての拠点性が確立し、都市機能に近接する周辺地区では日常生活の利便性が「住み」続けられる環境の魅力となり、居住人口の増加につながることが期待できます。

また、都市機能集積地の周辺にコンパクトな住宅地が形成されることは、集積する都市機能の利用者数を確保でき、都市機能の維持や効率的な行政サービスによるコストの縮減につながると考えます。

■地域特性を活かした新たな都市機能の誘導、人口定着

本町を構成する４つ地区には、個性豊かな「地域」の特性があり、市街地を取り巻く自然環境と一体となった歴史、伝統、文化を織りなしています。

各地区の人口規模は大きくはなく、集積する都市機能も限られたものですが、地域の住民生活を継続するうえで重要なものになっています。

個性豊かな本町の魅力を広くＰＲするとともに、生活の基本となる雇用の場の創出や通勤・通学環境の改善により、新たな都市機能の誘導、人口定着につながるものと考えます。

これらの都市づくりの方針（ターゲット）を進めることにより、「住み続けられる環境（定住環境）の向上」が期待できます。「日常生活のしやすさ」、「まちのにぎわい」などが住民の皆さんに評価され、移住による人口増につながるものと考えます。

（３）課題解決のための施策・誘導方針（ストーリー）

都市づくりの方針（ターゲット）の実現に向けて、地区別に課題解決のための施策・誘導方針（ストーリー）を設定します。

都市づくりの方針（ターゲット）

■安全で安心のある日常生活を支える生活基盤の確立
■コンパクトな居住集積による「まち」の持続性の確保
■地域特性を活かした新たな都市機能の誘導、人口定着

課題解決のための施策・誘導方針（ストーリー）

にぎわい・生活拠点（朝日地区）	居住	・日常生活における生活サービス機能の集積や道路、公園等の都市基盤の高い整備水準を活かして、越前町内外からの移住による多世代の人口集積を推進 ・都市機能誘導区域の周辺にコンパクトに集約することで、利便性の高い住宅地を形成
	都市機能	・越前町におけるにぎわいづくりの場として、住民の日常生活を支える医療、福祉、子育て支援、商業等の生活サービス機能の集積
歴史・生活拠点（織田地区）	居住	・劔神社を中心とする歴史的な環境をまちづくりに活かして、越前町内外からの移住による多世代の人口集積を推進 ・門前町としての景観を活かしたまち並みを形成することで、調和のある落ち着いた住宅地を形成
	都市機能	・織田地区だけでなく、宮崎地区、越前地区を対象とした医療、福祉、子育て支援、商業等の生活サービス機能の集積
文化・生活拠点（宮崎地区）	居住	・越前陶芸村を中心とする文化的な環境をまちづくりに活かすとともに、大規模工場の従業員の社宅や住宅需要を活かして、越前町内外からの移住による多世代の人口集積を推進 ・既存の集落地には未利用地が少ないことから、隣接する未利用地（農地）等を活用して、まとまりのある住宅地を形成
	都市機能	・高齢化の進行に対応した福祉機能の維持

＜各生活拠点共通＞

・隣接する福井市、鯖江市、越前市における高次都市サービスとの機能分担を図るものとし、住民がこれらの都市サービスを受けるための地域公共交通サービスの強化、道路環境の整備を推進

＜越前地区における住み続けられるまちづくりについて＞

越前地区における「水産資源・生活拠点」については、越前漁港を中心とする水産業と、水産資源や温泉施設等を活用した観光を軸とした生活拠点を形成しています。地形的な要因から集落地の多くが土砂災害警戒区域に指定されており、密集した集落地では住宅の更新も困難になっています。また、雇用の減少や通勤・通学環境の低さ等から人口減少が進んでいます。

越前地区は、都市計画区域外に位置することから、制度的に本計画における居住誘導区域、都市機能誘導区域を設定することはできませんが、他地区と同様以上に住み続けられる環境づくりを推進します。

・国県道の整備（狭隘区間の改良、落石危険箇所・越波箇所の防災対策）
・急傾斜地区における斜面崩壊、落石防護対策の推進
・空地、空き家を活用した移住・定住施策の推進　　等

第５章　居住誘導区域、都市機能誘導区域

１．居住誘導区域

（１）基本的な考え方

居住誘導区域は、人口減少の中にあっても一定のエリアにおいて人口密度を維持することにより、生活サービスやコミュニティが持続的に確保されるように居住を誘導すべき区域です。

このため、都市機能や居住が集積している区域や公共交通によって容易にアクセスできる区域などが対象になります。

一方、良好な農地や自然環境を有する区域、災害リスクのある区域は、対象外となります。

＜居住誘導区域（都市計画運用指針抜粋）＞

○基本的な考え方

居住誘導区域は、人口減少の中にあっても一定のエリアにおいて人口密度を維持することにより、生活サービスやコミュニティが持続的に確保されるよう、居住を誘導すべき区域

○居住誘導区域を定めることが考えられる区域

・都市機能や居住が集積している都市の中心拠点及び生活拠点並びにその周辺の区域
・都市の中心拠点及び生活拠点に公共交通により比較的容易にアクセスすることができ、都市の中心拠点及び生活拠点に立地する都市機能の利用圏として一体的である区域
・合併前の旧町村の中心部等、都市機能や居住が一定程度集積している区域

○居住誘導区域に含まないこととされている区域（都市再生法第 81 条第 19 項、同法施行令第 30 条）

・市街化調整区域
・建築基準法第３９条第１項に規定する災害危険区域のうち、建築物の建築が禁止されている区域
・農用地区域または農地法の農地、採草放牧地の区域
・自然公園法に規定する特別地域、森林法に規定する保安林の区域、自然環境保全法に規定する原生自然環境保全地域、特別地区、森林法に規定する保安林予定森林の区域、保安施設地区、保安施設地区に予定された地区
・地すべり等防止法に規定する地すべり防止区域
・急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律に規定する急傾斜地崩壊危険区域
・土砂災害特別警戒区域
・特定都市河川浸水被害対策法に規定する浸水被害防止区域

○原則として、居住誘導区域に含まないこととすべき区域

・津波災害特別警戒区域
・災害危険区域（居住誘導区域に含まないこととされている区域を除く）

○原則として、居住誘導区域に含まないこととすべき区域

（災害リスク、警戒避難体制の整備状況、災害を防止し、又は軽減するための施設の整備状況や整備見込み等を総合的に勘案し、居住を誘導することが適当ではないと判断される場合）

・土砂災害警戒区域　・津波災害警戒区域　・浸水想定区域
・津波浸水想定における浸水の区域　・都市浸水想定における都市浸水が想定される区域
・その他の調査結果等により判明した災害の発生のおそれのある区域

○居住誘導区域に含めることについて慎重に判断を行うことが望ましい区域

・工業専用地域、流通業務地区等、法令により住宅の建築が制限されている区域
・特別用途地区、地区計画等のうち条例により住宅の建築が制限されている区域
・過去に住宅地化を進めたものの居住の集積が実現せず、空地等が散在している区域であって、人口等の将来見通しを勘案して今後は居住の誘導を図るべきではないと市町村が判断する区域
・工業系用途地域が定められているものの工場の移転により空地化が進展している区域であって、引き続き居住の誘導を図るべきではないと市町村が判断する区域

（２）居住誘導区域の設定方針

以上から、本町における居住誘導区域は、以下の３点から設定するものとします。

●生活関連サービス施設が集積し、今後とも利便性が確保される区域

医療、福祉、子育て支援、商業等の住民の日常生活に必要なサービス施設が集積し、コミュニティバスを中心とした地域公共交通のサービスを提供できる道路環境がある区域

●都市機能が集積する区域を中心として、将来的に人口集積を図るべき区域

住民の日常生活に必要なサービス施設等の都市機能が集積する区域を中心として、一定の人口密度があり、徒歩、自転車等によって施設にアクセスすることができる区域

または、現在は人口密度が低い区域であっても、ある程度都市機能が集積し、地域を維持するために人口集積を図るべき区域

●災害に対する安全性等が確保される区域

土砂災害、浸水被害等により甚大な被害を受ける危険性が少ない区域であって、工業系用途地域に該当しない、居住に適した区域

（３）届出制度

居住誘導区域を設定することにより、居住誘導区域外における一定規模以上の建築行為、開発行為を行おうとする場合は、本町への届出が義務付けられます。

届出は、開発行為等に着手する 30 日前までに行うこととします。

届出は、住宅地開発等の動向を把握するとともに、届出内容の開発行為等によって居住誘導区域内への居住誘導に何らかの支障が生じると判断される場合に調整を行うことを目的としています。



２．都市機能誘導区域

（１）基本的な考え方

都市機能誘導区域は、居住誘導区域内において設定するものであり、医療、福祉、子育て支援、商業等の都市機能を都市の中心拠点や生活拠点に誘導し集約することにより、これらの各種サービスの効率的な提供が図られるよう定めるものです。

本町は、２つの都市計画区域があり、合併前旧町村の中心部が各地域の生活拠点を形成しています。また、日常の住民の生活圏は、隣接する福井市、鯖江市、越前市等への通勤・通学をはじめ、医療、福祉、子育て支援、商業等の面においても広域化しており、多くの都市機能を依存しています。

このため、隣接市との都市機能における機能分担を図り、日常生活における身近な都市機能を基本にした機能集積を高め、より利便性のある生活サービスを提供することが必要です。

＜都市機能誘導区域（都市計画運用指針抜粋）＞

○基本的な考え方

原則として、都市機能誘導区域は、居住誘導区域内において設定されるものであり、医療・福祉・商業等の都市機能を都市の中心拠点や生活拠点に誘導し集約することにより、これらの各種サービスの効率的な提供が図られるよう定める区域

○都市機能誘導区域の設定

・鉄道駅に近い業務、商業などが集積する地域等、都市機能が一定程度充実している区域
・周辺からの公共交通によるアクセスの利便性が高い区域　等
・都市機能誘導区域の規模は、一定程度の都市機能が充実している範囲で、かつ、徒歩や自転車等によりそれらの間が容易に移動できる範囲

○留意すべき事項

・都市機能誘導区域は、合併前旧町村の中心部や歴史的に集落の拠点としての役割を担ってきた生活拠点等、地域の実情や市街地形成の成り立ちに応じて必要な数を定め、それぞれの都市機能誘導区域に必要な誘導施設を定めることが望ましい。
・都市機能誘導区域は、居住誘導区域内に重複して設定されるものであり、都市機能と併せて居住を誘導することが基本となる。

（２）都市機能誘導区域の設定方針

本町では、都市機能誘導区域を以下の点から設定するものとします。

●居住誘導区域内において、都市機能が立地し、今後も都市サービスを提供できる区域

居住誘導区域内において、既に医療、福祉、子育て支援、商業等の住民の日常生活に必要なサービス施設が立地する区域を中心として、コミュニティバス等を中心とした地域公共交通のサービスを提供できる道路環境がある区域

●徒歩、自転車等によって容易に移動できる範囲の区域

日常的に身近な都市機能が中心となることから、徒歩や自転車等によって容易に移動できるコンパクトな範囲を設定し、できるだけ都市機能を集約することによる利便性の高い区域

（３）誘導施設

都市機能誘導区域における誘導施設は、住民の日常生活に必要な都市機能を提供する施設を維持または確保することを目的として、以下の施設を設定します。

	誘導施設	指定理由
医療機能	病院、診療所※1	病気やケガの治療や健康診断等が受けられる医療施設が身近にあることで安全で安心した生活ができます。
高齢者福祉機能	老人福祉施設※2 （老人デイサービスセンター、老人短期入所施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、老人福祉センター及び老人介護支援センター） 小規模多機能型居宅介護施設※3 地域包括支援センター※4 サービス付き高齢者向け住宅※5 認知症高齢者グループホーム※6	高齢者の自立した日常生活を支える介護、福祉サービス等を提供する施設が身近にあることで高齢者や家族が安全で快適な生活ができます。
子育て支援機能	保育所※7、児童館、子育て支援センター	保育や子育て世代間の交流ができる施設が身近にあることで親子が安心して生活できます。
商業機能	店舗面積 1,000 ㎡以上※8 の商業施設	日常生活に必要な生鮮食料品や日用品等の買い物ができる施設が身近にあることで利便性のある生活ができます。
金融機能	入出金可能な金融機関、コンビニエンスストア	日常生活に必要なお金の出し入れができる施設が身近にあることで安心して生活ができます。
文化教育機能	役場 本庁舎※9、コミュニティセンター、多目的ホール、図書館、博物館、美術館、生涯学習センター、運動場、体育館等	文化、教養、生涯教育、運動体育及び行政施設等が身近にあることで健康で文化的な生活ができます。

※1　医療法 第 1 条の 5 第 1 項に定める病院、第 2 項に定める診療所
※2　老人福祉法 第 5 条の 3 に定める老人福祉施設
※3　老人福祉法 第 5 条に 2 第 5 項に定める小規模多機能型居宅介護事業を行う施設
利用者の状況、希望等を踏まえて、通所を中心に訪問、宿泊サービスを組み合わせて居宅における生活の継続を支援する施設
※4　介護保険法 第 115 条の 46 に定める施設
高齢者の生活を地域で支援する拠点として、高齢者本人や家族からの相談に対応し、介護、福祉、医療、虐待防止など総合的な支援を行う施設
※5　高齢者の居住の安定確保に関する法律 第 5 条に基づいて登録した施設
※6　老人福祉法及び介護保険法の規定に基づいて「認知症対応型老人共同生活援助事業」が行われる共同生活を営むべき住居として設けられた施設
※7　児童福祉法 第 39 条に定める保育所
※8　大規模小売店舗立地法に基づく届出の対象となる規模

（４）届出制度

都市機能誘導区域を設定することにより、都市機能誘導区域外に誘導施設の機能を有する建築物の建築行為や開発行為を行おうとする場合は、本町への届出が義務づけられます。

届出は、開発行為等に着手する 30 日前までに行うこととします。

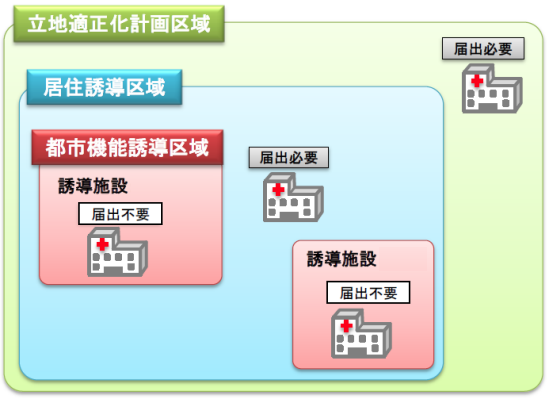
届出は、誘導施設として設定した都市機能の立地動向を把握するとともに、届出内容の開発行為等によって都市機能や居住の立地に何らかの支障が生じると判断される場合に調整を行うことを目的としています。

○開発行為

誘導施設を有する建築物の建築目的の開発行為を行おうとする場合

○開発行為以外

①誘導施設を有する建築物を新築しようとする場合
②建築物を改築し、誘導施設を有する建築物とする場合
③建築物の用途を変更し、誘導施設を有する建築物とする場合



３．地区別の誘導・区域設定方針

（１）朝日地区

●居住誘導区域

朝日地区の中心部は、「にぎわい・生活拠点」として位置付けており、日常生活における生活サービス機能の集積や道路、公園等の都市基盤の高い整備水準を活かして、町外からの移住による多世代の人口集積を推進します。

また、都市機能誘導区域の周辺に居住をコンパクトに集約することで、利便性の高い住宅地を形成します。

区域としては、居住誘導区域の基本的な考え方に基づき、用途地域を指定している地区（工業系除く）のうち、朝日地区の中心部で生活サービス機能が集積し、その周辺に住宅地が形成されている国道 417 号沿道を含む既存の人口集積地と、居住誘導を円滑に促すため土地区画整理事業によって居住環境の基盤が整備された区域（西田中区や気比庄区等）を設定します。

天王川沿川の家屋倒壊等氾濫想定区域（河岸浸食）に　指定されている区域は、居住誘導区域に含めないことにしました。また、(一)別所朝日線、(一)寺朝日線以西の区域については、一部土砂災害警戒区域に指定されている箇所があるため、区域に含めないこととします。

■居住誘導区域内に居住する人口

	居住誘導区域内に居住する人口
朝日地区	2,697 人

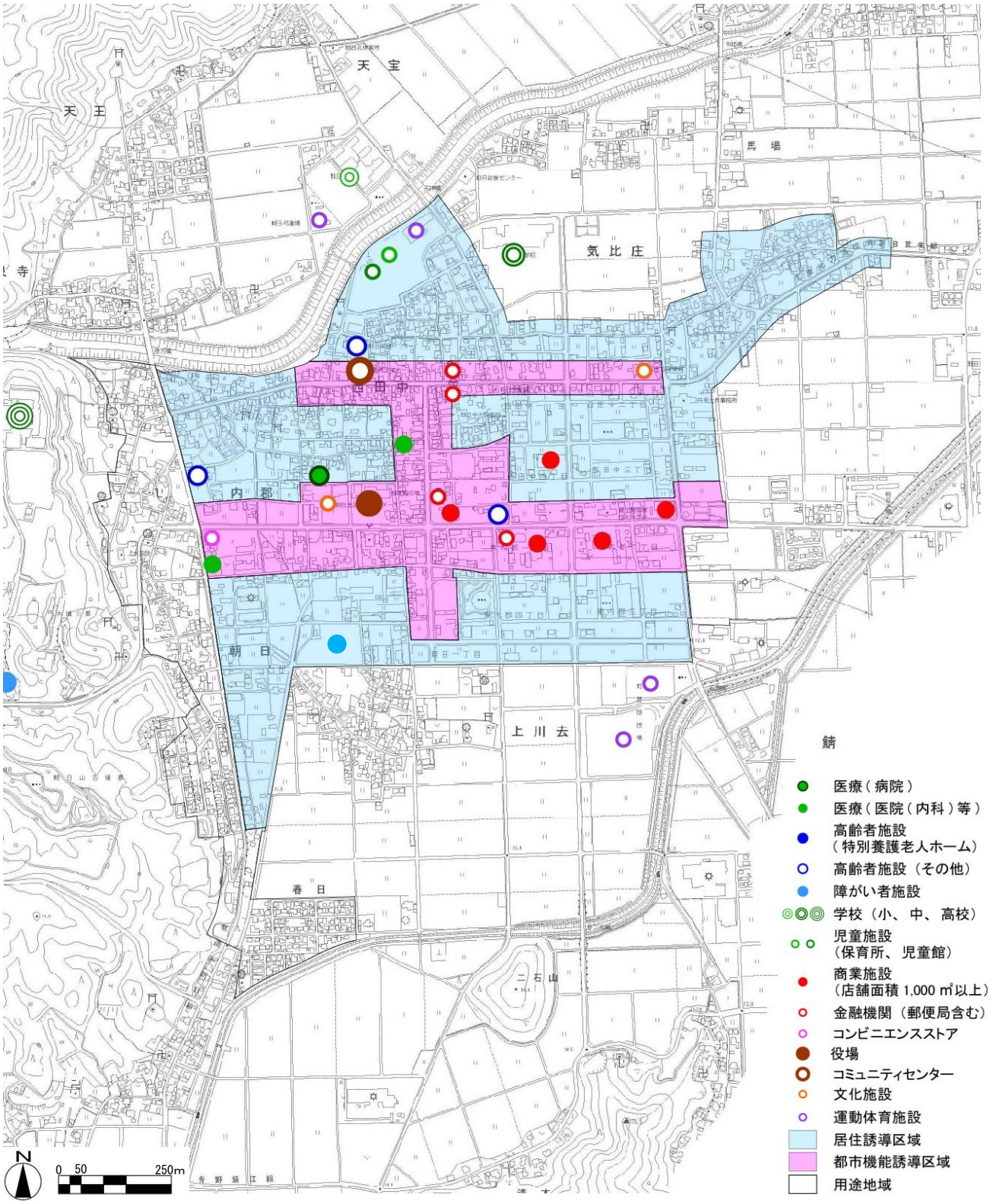
●都市機能誘導区域

都市機能については、本町全体及び朝日地区におけるにぎわいの場として、住民の日常生活を支える医療、福祉、子育て支援、商業等の生活サービス機能の集積を推進します。

区域としては、居住誘導区域として設定した区域のうち、国道 417 号沿道及び商店街を形成する既存の商業施設が集積している区域を設定します。

■住民の日常生活を支える都市機能誘導区域内の誘導施設数

	医　療	福　祉	商　業	金　融	文化・教育	計
朝日地区	2	―	4	5	5	15



■朝日地区の居住誘導区域、都市機能誘導区域

（２）織田地区

●居住誘導区域

織田地区の中心部は、「歴史・生活拠点」として位置付けており、劔神社を中心とする歴史的な環境をまちづくりに活かして、町外からの移住による多世代の人口集積を推進します。また、門前町としての景観を活かしたまちなみを形成することで、調和のある落ち着いた住宅地を形成します。

区域としては、居住誘導区域の基本的な考え方に基づき、用途地域を指定している地区（工業系除く）のうち、劔神社を中心として形成された既存の人口集積地とその周辺に連続して形成された人口集積地を含む区域を設定します。

住居系用途地域が指定された区域のなかで一団の未利用地（農地）となっている区域については、低密度な住宅地を拡散することになることから区域に含めないことにしました。

織田川の水害リスクの高い区域として、想定最大規模降雨のよる浸水深 3m以上の浸水が想定されている区域は含めないことにしました。

不老山に隣接する区域については、一部土砂災害警戒区域に指定されている箇所があるため、区域に含めないことにしました。

一方、織田病院、織田小学校周辺の区域は、医療、福祉、子育て支援、教育といった日常生活に密着した生活サービスが提供されている区域であるものの、これらの施設が用途地域外に位置することから区域に含めないことにしました。ただし、今後の市街化の動向等によっては区域の見直しを検討するものとします。

■居住誘導区域内に居住する人口（R7）

	居住誘導区域内に居住する人口
織田地区	1,343 人

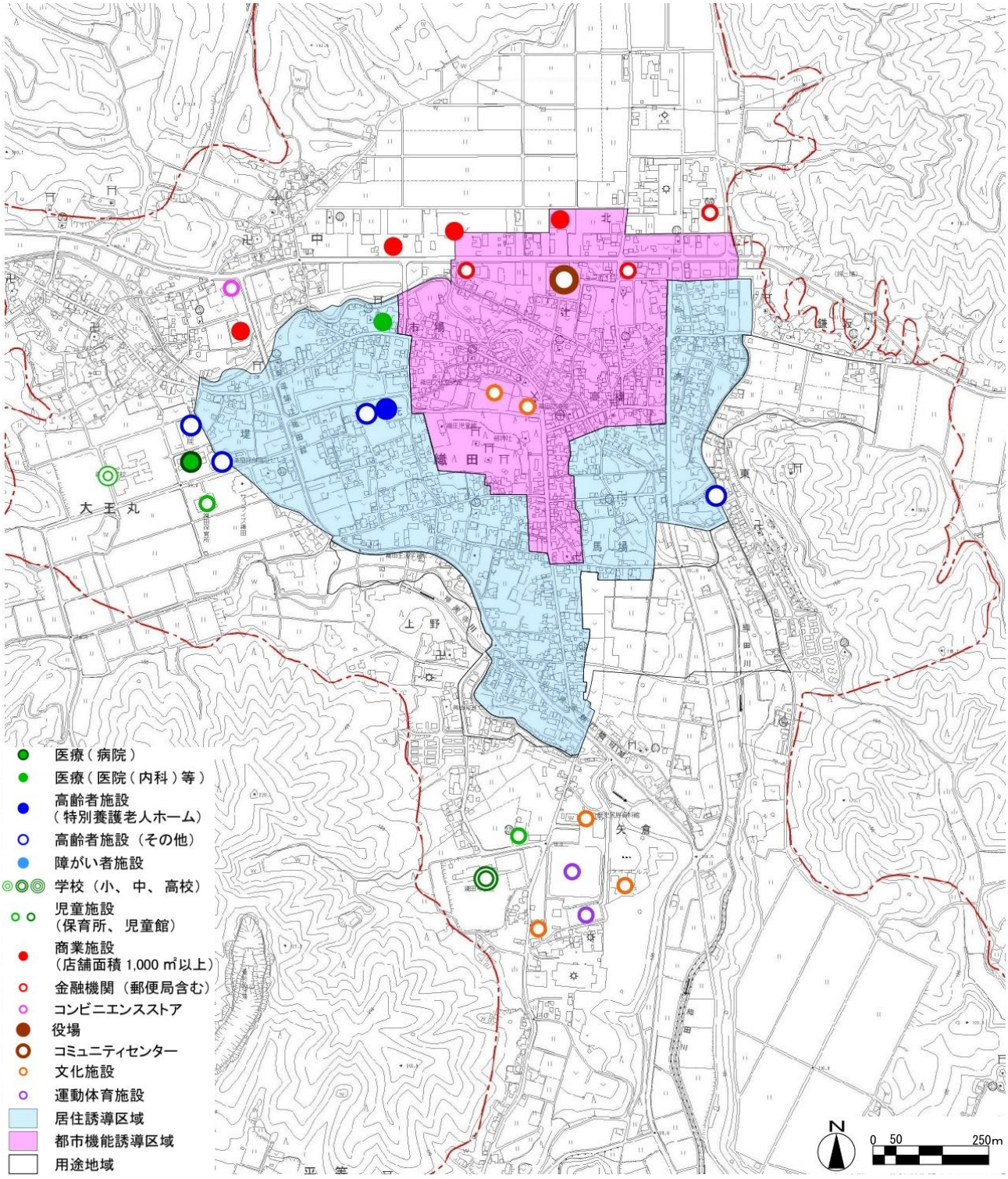
●都市機能誘導区域

都市機能については、織田地区をはじめ、宮崎地区、越前地区を対象とした医療、福祉、子育て支援、商業等の生活サービス機能の集積を推進します。

区域としては、居住誘導区域として設定した区域のうち、国道 365 号の沿道及び劔神社を中心として門前町の商店街を形成する既存の商業施設が集積している区域を設定します。

■住民の日常生活を支える都市機能誘導区域内の誘導施設数

	医　療	福　祉	商　業	金　融	文化・教育	計
織田地区	―	―	2	2	3	7



■織田地区の居住誘導区域、都市機能誘導区域

（３）宮崎地区

●居住誘導区域

宮崎地区では、越前陶芸公園を中心施設として「文化・生活拠点」として位置付けており、越前陶芸公園を中心とする文化的な環境をまちづくりに活かすとともに、大規模工場の従業員の社宅や住宅需要を活かして、町外からの移住による多世代の人口集積を推進します。

区域としては、小曽原地区の用途地域を指定している地区（工業系除く）に設定します。ただし、土砂災害警戒区域に指定されている箇所や想定最大規模降雨によって浸水深5～10mの浸水が想定されている天王川の水害リスクの高い区域である江波地区は、区域に含めないこととしました。

設定した区域は、長期的に人口を集約する観点から高齢者福祉施設周辺といった生活利便性の高い区域を設定しました。

■居住誘導区域内に居住する人口

	居住誘導区域内に居住する人口
宮崎地区	197 人

●都市機能誘導区域

都市機能については、日常生活における生活サービス機能の集積を推進します。織田地区に近接することから、機能分担を図り、効率的な集積を推進します。

都市機能誘導区域としては、居住誘導区域として設定した区域のうち、小曽原地区では、既存の高齢者福祉サービス機能を維持する観点から当該施設周辺を都市機能誘導区域に設定します。

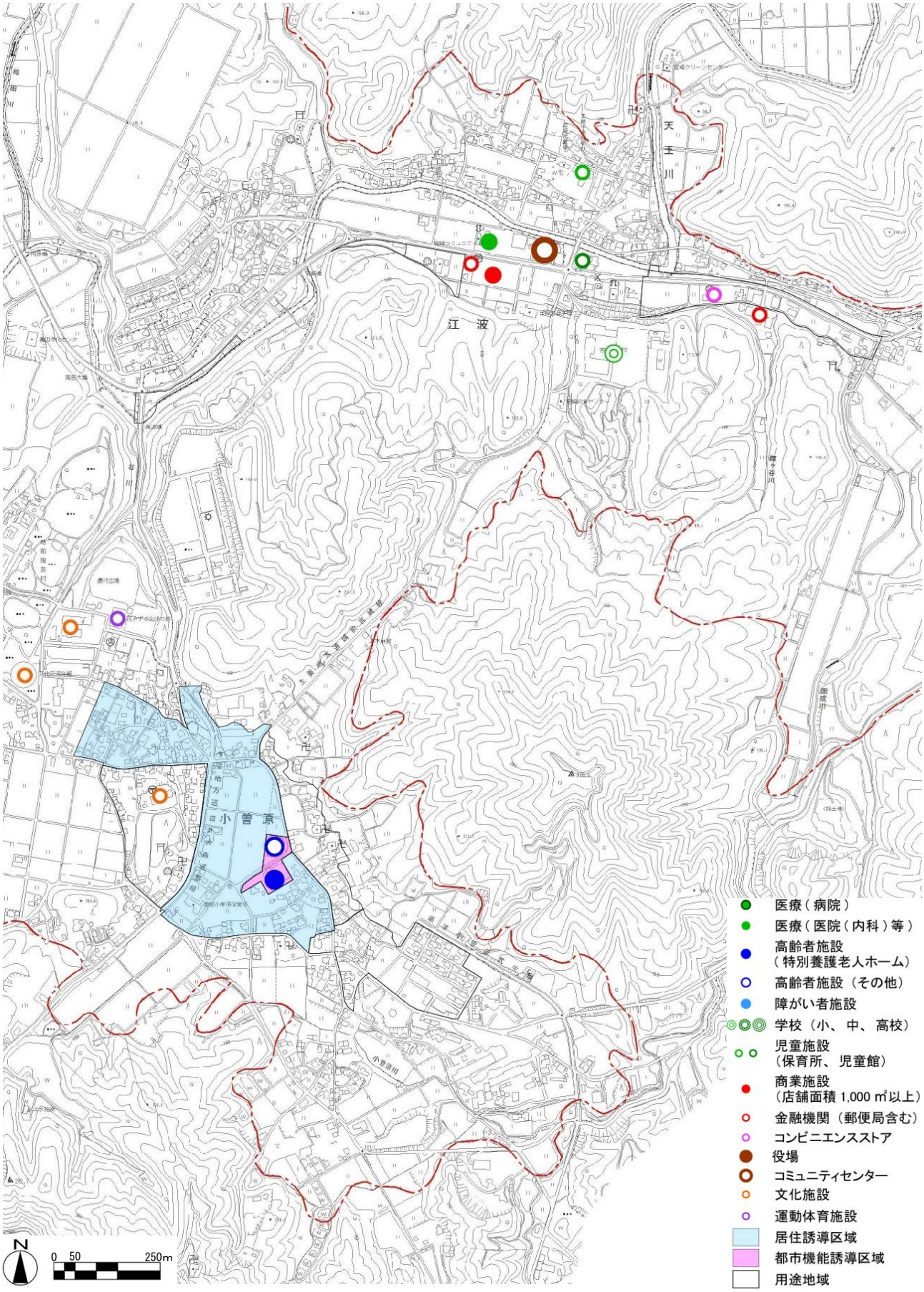
江波地区については、生活サービス施設が集積しているものの、水害リスクが高い区域であることから、都市機能誘導区域を設定しないものとします。

■住民の日常生活を支える都市機能誘導区域内の誘導施設数

	医　療	福　祉	商　業	金　融	文化・教育	計
宮崎地区	－	2	－	－	－	2
小曽原	－	2	－	－	－	2

＜参考＞江波地区における住民の日常生活を支える誘導施設数

	医　療	福　祉	商　業	金　融	文化・教育	計
江　波	1	－	1	1	2	5



■宮崎地区（小曽原）の居住誘導区域、都市機能誘導区域

第６章　居住・都市機能を誘導するための施策

１．居住及び都市機能を誘導するための施策

本町は、人口減少、少子高齢化の進行、産業の縮小等の傾向にあり、将来に向けて持続可能なコンパクトな都市づくりを進めていくことが必要不可欠になっています。「住む」ことの大切さ、「住み続ける」ことの重要さを基本とした都市づくりが重要です。

今後の社会情勢、財政状況等を踏まえ、関係部局と連携を図りながら、次の視点に基づき、具体的な誘導施策を進めます。

都市づくりの方針	誘　導　施　策
●安全で安心のある日常生活を支える生活基盤の確立（対象区域：都市機能誘導区域）	・医療サービスの充実（高度化、地域医療対策） ・高齢者福祉サービスの充実 ・子育て支援サービスの充実 ・食品・衣料等を取り扱う日常的な商業サービスの充実 ・まちなみ景観の保全 等
●コンパクトな居住集積による「まち」の持続性の確保（対象区域：居住誘導区域）	・多世代同居・近居に関する支援 ・計画的な空き家対策及び空き地・空き家の流通促進 ・多様な居住ニーズに対応した住環境の整備 ・既存の公園、レクリエーション施設の充実 ・田園、菜園付き住宅の提供 ・住民による緑化活動、景観保全活動の推進 ・住民主体の健康づくりの推進 ・歩行者優先の道路整備の推進 ・公共交通の利便性の維持・向上（隣接市との連携強化） 等
●地域特性を活かした新たな都市機能の誘導、人口定着（対象区域：都市機能誘導区域、居住誘導区域）	・ＵＩＪターンの支援 ・雇用創出に向けた企業誘致及び既存企業の支援 ・通勤・通学環境の充実（公共交通の充実、道路環境の整備） ・観光産業の支援 ・地域コミュニティ活動の支援 ・生涯学習環境の充実 ・豊かな自然環境を活かしたＰＲの実施（イベントの開催） 等

２．公的不動産の活用方針

誘導施設の整備及び誘導施策の実施に当たっては、「越前町公共施設等総合管理計画」の基本方針に基づき、公共施設の転用、集約化・複合化、民間活力の導入による遊休資産の活用、都市機能の拡散防止に努める、利用者の利便性の向上、各種サービスの高度化並びに整備・管理・運営に係るコストの縮減を図ります。

●「越前町公共施設等総合管理計画」（令和４年９月改訂）抜粋

□管理に関する基本方針

財政状況がさらに厳しさを増すとともに、人口減少・少子高齢化の進行による公共施設等の利用需要の落ち込みが予想されます。本町では、これまで公共施設等の整備や維持管理を進めてきましたが、今後全ての公共施設等をそのまま維持し続けることは非常に困難であり、更新費用をできるだけ抑えながら、その中でも、町民が将来にわたり安全かつ安心して利用できる公共施設等を提供しなければなりません。

現在と同等のサービス水準を維持するためには、町全体の公共施設面積を縮減していくことが必要と考えます。

○取組方針

（１）保有量の最適化

・持続可能な自治体経営を見据え、施設の機能はできる限り維持しながら施設の総量を減らしていくことを前提として、将来に必要な施設サービスの質と量を踏まえた規模の最適化や機能の複合化（多機能化）、用途の転換、民間への移譲、売却など、公共施設の再編・再配置による保有量の最適化を図ります。

・特に町村合併以前に整備された機能が重複する類似施設や老朽化が進行した施設については、必要性や公費負担割合、町民ニーズ等を十分に検討しながら統廃合を進めます。

①施設情報の把握
②既存施設の有効活用
③再編（統合、廃止、複合化等）の推進

（２）計画的な保全による長寿命化の推進

・点検・診断結果をもとに劣化の進行を監視し、異常が見込まれる段階で事前に補修などの対策を行う考え方（予防保全）を積極的に取り入れ、計画的な保全による長寿命化を推進します。

①点検・診断等の実施
②計画的な保全の実施（個別施設計画の策定と継続的な見直し）
③耐震性の確保
④ユニバーサルデザイン化の推進
⑤脱炭素化の推進

（３）効率的・効果的な維持管理・運営

・業務内容の見直しや公民連携手法の導入、省エネルギー対策の推進等により、施設にかかる維持管理・運営コストの縮減を図ります。また、施設の機能に応じて、自治会やＮＰＯ、民間企業等の多様な主体との協働による維持管理・運営を促進します。

①利用頻度が低い財産の処分
②公民連携と町民との協働
③広域連携

３．低未利用土地の有効活用と適正管理の方針

空き地・空き家等の低未利用土地が時間的・空間的にランダムに発生する「都市のスポンジ化」による生活利便性の低下、治安・景観の悪化、地域の魅力の喪失等の問題に対応するため、低未利用土地の集約等による利用の促進、地域コミュニティによる身の回りの公共空間の創出を検討していきます。

①利用方針

都市機能誘導区域内	・オープンカフェや広場、商業施設、医療施設等、利用者の利便性の向上に資する施設としての活用を図ります。
居住誘導区域内	・リノベーションによる既存住宅の再生や、良好な居住環境を形成するための敷地の統合等による活用を図ります。

②管理方針

空き家	・定期的な換気や清掃等を行い、適切な状態を維持するよう努めます。
空き地等	・雑草の繁茂や害虫の発生を防止するため、定期的な除草等を行うとともに、不法投棄を防止するために必要な措置を講じるなど、適切な管理に努めます。

③低未利用土地権利設定等促進事業区域

・低未利用土地の地権者等と利用希望を行政がコーディネートし、所有権にこだわらず複数の土地や建物に一括して利用権等を設定します。

・賑わい創出に向けた店舗・事業所等の誘致のほか、密集市街地改善に向けた住環境の整備を図るため、次の設定を検討します。

○事業区域：居住誘導区域
○促進すべき権利設定等の種類：地上権、借地権、所有権等
○立地を誘導すべき施設等：都市機能誘導区域における誘導施設
：居住誘導区域における住宅 等

④立地誘導促進施設協定に関する事項

・居住の利便性を増進し、良好な市街地環境を確保するための施設について、地域コミュニティやまちづくり団体等が共同で整備・管理を適切に行うため、一団の土地の所有者及び借地権等を有する者が協定を結ぶことができる制度の検討をします。

○対象区域：居住誘導区域、都市機能誘導区域
○対象施設：広場、広告塔、並木、防犯灯等、居住者、来訪者又は滞在者の利便性の向上に寄与する施設等
○対象施設の要件：居住誘導区域においては住宅の立地誘導を、都市機能誘導区域においては誘導施設の立地誘導の促進するもの